

体育・スポーツの普及振興に 関する基本方策について

〈保健体育審議会答申〉

文 部 省

目 次

まえがき	1
要 旨	2
体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について (答申)	
序 文	19
第1部 現状における問題点	21
1 健康と体力	21
2 体育・スポーツ活動	23
3 体育・スポーツ施設	26
4 体育・スポーツの組織	30
5 体育・スポーツの指導者	31
6 体育・スポーツの傷害補償	37
7 体育・スポーツの資金	37
8 関係省庁の諸施策	38
第2部 施 策	39
1 体育・スポーツ施設の整備	39
2 体育・スポーツへの参加の推進	45
3 体育・スポーツの指導者の養成・確保と指導体制 の確立	46
4 学校体育の充実	51

5) 研究体制の整備	52
6 資金の確保とその運用	53
7 関係省庁の協力体制の確立	55

参考資料

1 国民の健康状態（疾病状況）

(1) 国民の年齢別有病率	59
(2) 疾病別受療率の年次別推移	59
(3) 国民総医療費の年次別推移	60

2 国民の体力

(1) 青少年の体力の現状	61
ア 基礎的体力の現状	61
イ 運動能力の現状	62
(2) 高等学校生徒と大学生の運動能力の比較	63
(3) 勤労青少年の体力の現状	64
ア 勤労青少年の体力と全日制高等学校生徒の体力の比較	64
イ 勤労青少年の体力の企業規模別比較	65
(4) 壮年の体力の現状	66
ア 壮年の体力の年齢別推移	66
イ 壮年の体力の地域別比較	67
(5) 児童・生徒の肥満傾向の状況	67

3 生活時間構造の変化と自由時活動

(1) 労働条件の変化	68
-------------	----

ア 労働時間、休日の変化	68
① 労働時間の年次別推移	68
② 週休2日制の実施状況	68
イ 労働の質的变化	69
① 技術革新による作業態様の変化	69
② 技術革新による生産技術の変化	69
ウ 仕事の人間に及ぼす影響	70
(2) 生活時間構造の変化	71
(3) 自由時間の過ごし方	72
4 スポーツ活動の実施状況	
(1) 国民の参加する主なスポーツ活動	73
(2) スポーツ活動の実施頻度	74
(3) スポーツクラブや同好会への加入状況	74
(4) スポーツをする理由、しない理由	75
(5) スポーツをするうえでの不便	76
(6) スポーツ施設への要望	76
5 体育・スポーツ施設の現状	
(1) 施設の設置者別・内容別にみた体育・スポーツ施設	77
(2) 1地方公共団体当たりの公共社会体育施設数	77
(3) 体育・スポーツ施設における夜間照明の設置状況	78
(4) 体育・スポーツ施設における指導者	78

(5) 事業所の規模別にみた体育施設の設置状況	78
(6) 学校体育施設の開放状況	79
6 体育・スポーツ団体	
(1) 体育協会の現状	80
ア 体育協会の設置状況	80
イ 市町村体育協会の組織の状況	80
(2) 市町村における体育・スポーツの団体数と会員数	81
(3) 市町村における組織スポーツ人口の比率	82
7 体育・スポーツの指導者	
(1) 学校体育の教員	82
ア 体育担当教員数および免許状所有者数	82
イ 昭和46年3月卒業者の保健体育免許状取得状況および保健体育の教員就職状況	83
(2) 社会体育における民間団体の指導者養成	84
8 社会体育行政の現状	
(1) 市町村における体育課または保健体育課の設置状況	85
(2) 社会体育担当職員の現状	85
(3) 都道府県および市町村教育委員会の社会体育費における施設整備費、施設管理費、事業費	86
(4) 市町村における社会体育の行事	86
(5) 市町村におけるスポーツ振興審議会設置状況	87

(6) 体育指導委員の現状	87
9 関係省庁における体育・スポーツ関連事業	88
諮問文	90

まえがき

昭和43年9月20日、文部大臣から保健体育審議会（東龍太郎会長）に対し「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」諮問した。

保健体育審議会は、この諮問事項を当初社会体育分科審議会において、次いで学校体育・社会体育合同分科審議会において、慎重な審議を重ね、昭和46年6月19日の保健体育審議会総会において、審議の結果を文部大臣に中間報告するとともに、また、広く関係各方面の意見を聞くため、これを公表した。

この中間報告に寄せられた関係団体・機関等の意見・要望をふまえて修正のうえ、昭和47年12月20日の保健体育審議会総会において答申案を決定し、同日文部大臣に答申した。

この冊子には、答申の要旨ならびに答申本文（全文）および答申付属参考資料（抄）と諮問文を掲載した。

保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の要旨

I 序文および現状における問題点

（総合計画の樹立）

- 1 経済成長に伴う生活様式の変化により日常生活における身体活動が減退し、国民全体に体力低下の傾向がみられ、また、公害の発生や自然環境の破壊は国民の生活や健康に新たな問題をなげかけている。このことは、国民の健康に対する関心を高め、生活水準の向上や自由時間の増大とあいまって体育・スポーツへの欲求を急激に高めている。

国民が健康で文化的な生活をいとむために、体育・スポーツを振興し、人間尊重を基盤とした健康な社会を建設することが、今後の日本の重要な課題である。

その具体的施策として、施設の整備充実、自発的なグループ活動の促進、指導者の養成ならびにこれに伴う資金の確保などを図る必要がある。これらの基本方策の実施に当たっては、生涯^{がい}体育の観点から目標を明示し、段階的にこれを実現する総合的な計画を策定することが必要である。

（健康と体力の現状における問題点）

2 国民の健康水準については、平均寿命の伸びや死亡率の低下は最近急速によくなってきている。しかし、運動不足やストレスの増加などで、成人病や消化器疾患、神経系疾患の増加など新しい傾向があらわれ、また体力低下の傾向がみられ、国民の健康と体力に大きな問題をなげかけている。そこで、日常生活に密着した体育・スポーツ活動を活発にする必要がある。

(体育・スポーツ活動の現状における問題点)

3 一般社会における体育・スポーツ活動については、従来、一般的に選手中心の競技スポーツがさかんであったが、今後は、都市、農村、職場などを通じて、日常の体育・スポーツ活動を活発にする必要がある。

わが国の社会体育・スポーツは、公共社会体育・スポーツ施設の整備等著しく立ちおくれしており、今後は、体育・スポーツの需要は著しく増大する傾向等にもかんがみ、これに対応する施設の整備、指導者の養成確保を急ぐ必要がある。

次に、学校における体育活動については、制度としてはかなりよく整備されており、また、先般の教育課程の改訂において児童生徒の人間としての調和のとれた育成をめざし体育活動の充実がはかられることになったが、その成果をあげるためには、指導者の資質のいっそうの向上、施設設備の整備などが問題点として指摘される。

また、教育課程の改訂により中学校および高等学校では必修のクラブ活動が設けられたが、体育的クラブの設置については、設備等がじゅうぶんとはいえない。

なお、課外のいわゆる部活動は、生徒の自発性・自主性を生かして学校の指導のもとに行なわれる教育活動であるが、従来の運動部の活動は、中学校および高等学校教育における人間形成に大きな役割を果たしてきた面がある反面、ともすれば一部の選手を中心とした勝利中心主義におちいり、学校教育活動としてふさわしくない向きも認められる。

大学の体育については、とくに大学の運動部のあり方に関連して、今後はむしろ多くの学生が各自の体力の程度等に応じて、体育・スポーツ活動を進んで行なうことを助長することがたいせつな課題である。

(体育・スポーツ施設の現状における問題点)

4 体育・スポーツ施設の72.5%は学校の施設であり、次いで事業所の施設が16%を占め、公共社会体育・スポーツ施設は全体の7%にすぎず、量的にきわめて不足しており、立ち遅れている。

また、施設は選手中心の競技会向きにできていたり、配置が不便であったり、施設に専任の指導者が置かれているものが少なく、運営面での問題が多い。

今後、このような点を改めて、青少年をはじめ地域住

民の日常生活圏域に必要な施設を数多く整備するとともに、広域的な見地からも運動広場や自然公園などを整備する必要がある。

また、学校体育施設の活用、民間の非営利施設、事業所の施設、商業スポーツ施設のあり方にも、じゅうぶんな配慮が行なわれる必要がある。

(組織の現状における問題点)

5 体育・スポーツのグループは、従来、選手中心の活動にかたよっており、また、全国的にも、地域的にも行事中心の組織が多く、一般住民の日常的な体育・スポーツの欲求をみたすようになっていない。

今後、このようなあり方を改め、自発的なグループの普及拡大に努め、また、スポーツ教室を数多く開設して、グループに参加する人々をふやす必要がある。なお、グループや組織は、施設を中心に発達していくことが望ましい。

(指導者の現状における問題点)

6 今後一般社会における体育・スポーツ活動の活発化を図るためには、各般のスポーツ教室の開催や自発的スポーツグループ活動の促進などが重要であるが、これらのための適切な資質をそなえた指導者はきわめて少ない。

こうした現状から日本体育協会におけるスポーツ指導員の養成などにみられるように、民間団体における有志

指導者養成の機運が高まっているが、これらの民間における指導者の役割・機能、資格やその適切な報酬などについては必ずしも明確となっていない。

また、職場における指導者の位置づけや資質の向上も今後の重要な課題となっている。

次に、公共社会体育・スポーツ施設が広く地域住民に使われるようにするためには、施設と利用者を結びつけるための積極的な努力がたいせつであるが、そのために必要な専任の指導者が置かれているものはきわめて少ない。

さらに、市町村教育委員会における社会体育・スポーツの普及振興の事業は今後ひじょうに重要となるが、それに必要な体育・スポーツ担当の行政機構の整備もじゅうぶんではなく、また、社会体育専任の担当職員はきわめて少ない状況である。なお、市町村教育委員会における非常勤公務員としての体育指導委員についても、そのあり方、役割の重点のおき方、処遇などについて検討する必要がある。

(資金の現状における問題点)

7 施設整備について、国や地方公共団体が支出している経費はふじゅうぶんであり、今後、積極的に公共的な投資額の拡大を図る必要がある。

地方において、体育・スポーツの事業にあてられる経

費は、行事開催にあてられるものが多く、生活の中にスポーツをという日常活動にあてられるものは少ない。

自発的なグループの活動がやりやすくするため、適切な施設の整備とともに、指導者の養成・確保、スポーツ教室の開設などの事業には、大幅に公費を充当する必要がある。

(関係省庁の相互協力体制の確立)

8 関係省庁の諸事業には、国民の体育・スポーツの普及振興に関連深いものが多いが、国、都道府県、市町村のそれぞれの段階を通じて、関係省庁や関係部局の相互協力体制はじゅうぶんとはいえない。

II 施策

1 体育・スポーツ施設の整備

ア すべての国民が、日常生活の中で体育・スポーツ活動に親しむことができるよう、日常生活圏域における基本的な施設の整備基準を、人口段階別に次のように策定した。

日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準

施設		人口規模			
		1万人	3万人	5万人	10万人
屋外運動場	運動広場	面積10,000㎡ の運動広場 1か所	面積10,000㎡ の運動広場 2か所	面積10,000㎡ の運動広場 3か所	面積10,000㎡ の運動広場 6か所
	コート	面積1,560㎡ のコート 2か所	面積2,200㎡ のコート 4か所	面積2,200㎡ のコート 6か所	面積2,840㎡ のコート 10か所

施設		人口規模			
		1万人	3万人	5万人	10万人
屋内運動場	体育館	床面積720㎡ の体育館 1か所	床面積720㎡ の体育館 2か所	床面積720㎡ の体育館 3か所	床面積720㎡ の体育館 5か所
	柔剣道場	床面積200㎡ の柔剣道場 1か所	床面積300㎡ の柔剣道場 1か所	床面積300㎡ の柔剣道場 1か所	床面積400㎡ の柔剣道場 1か所
プール		水面積400㎡ のプール 1か所	水面積400㎡ のプール 2か所	水面積400㎡ のプール 3か所	水面積400㎡ のプール 6か所

注 この表の面積は、実際に運動を行なう場所の面積であり、管理室、更衣室、シャワー室、便所、用具室等は含まない。

イ なお、次のような諸施策を考慮する。

- a 人口過密地域における高層の多種目型施設の整備や高層建築および住宅団地における体育・スポーツ施設の付設。また、大都市周辺における日帰りで利用できる自然環境を生かした運動公園などの総合的な体育・スポーツ施設の整備
- b 都市の再開発の場合における市街地の公共広場、体育・スポーツ活動の場所の確保、また、公園、緑地、河川敷きなどの活用による体育・スポーツ施設の設置や、一定日時を限った道路、公共用地の活用（サイクリングなど）
- c 公民館や青年の家などの社会教育施設、厚生福祉・労働福祉施設への体育・スポーツ施設の付設
- d 学校施設活用のためのクラブ・ハウス、夜間照明、フェンスの設置など

e こどもの遊び場の設置

ウ 広域生活圈域における野外活動施設（海水浴場，キャンプ場，サイクリングコース，ハイキングコース，スキー場）について整備上の留意事項を示した。

これらの施設の適正規模，設備基準等については，今後検討をすすめ，また安全の確保に努める必要がある。

エ 事業所における体育・スポーツ施設の整備基準を，事業所の規模に応じて示した。

2 体育・スポーツへの参加の推進

施設の整備，指導者の養成などにあわせて，自発的なグループづくりをすすめるため，公共社会体育・スポーツ施設などが中心になって，自発的スポーツグループを育てるような短期・長期のスポーツ教室を数多く開設し，国や地方公共団体はこれに積極的援助を与えるとともに，日常的な経費は，手軽に参加できる範囲内において参加者自らが負担するという考え方を育てる。

3 体育・スポーツの指導者の養成確保と指導体制の確立

ア 民間における指導者

スポーツ指導員などの民間における指導者については，関係民間団体において，これらの指導者の役割・機能と資格基準を明確にして，指導者の資質向上と養成確保につとめるべきであり，国においてもこれらの

指導者の社会的信頼を高めるなどの見地から，その資質・技能審査事業の認定制度について考慮する必要がある。

また，民間団体が行なっている指導者養成について，次に述べる職場における体育・スポーツの指導者養成も含めて，国や地方公共団体は積極的に援助すべきである。

イ 職場における指導者

今後における職場で働く者の体育・スポーツ・レクリエーション活動の重要性にかんがみ，企業等では，これらの活動の推進にあたる者の職制を確立し，専任の指導者を置くとともに，その補助・協力者の養成確保につとめることが望まれる。規模が小さく従業員が少ない企業等では，広く公共社会体育施設の利用等に依存しなければならない面が多いと思われるが，民間団体においては，これらの企業等におけるレクリエーション活動等の指導者養成にも積極的に協力し，また，これらの企業等の側においては，同業組合などが中心となって，これらの養成事業に積極的に参加するようにすることが望まれる。

ウ 公共社会体育施設における指導者

総合の公共社会体育施設には，専任の体育・スポーツ専門の指導担当職員を配置すべきである。専任の指

導職員をおくことができないような公共社会体育施設については、数施設の指導にあたる指導職員を総合体育施設または市町村教育委員会事務局などに配置するように配慮することが望ましい。

また、公共社会体育施設においては、その有効適切な利用について体育指導委員の協力を得るとともに、スポーツ教室、スポーツクラブの活動などにおける実技の指導等に協力を得られるスポーツ指導員などの適当な指導者を施設や教育委員会に登録しておくことが必要である。

エ 市町村教育委員会における体育・スポーツ担当の機構と職員

スポーツ振興審議会をすべての市に置き、町村においてはできる限り置くことが望ましく、また、少なくとも、市には、体育または保健体育を担当する機構（相当規模の市においては部課）を設けて、社会体育やスポーツ専門の専任職員を置くべきである。

体育・スポーツを担当する機構を設けることができないような町村にあっては、できるかぎり専任の指導担当職員を置くように努力すべきであり、また専任の指導職員の置かれない町村に対しては、都道府県教育委員会が地方教育事務所に社会体育やスポーツ専門の専任職員を置き、数町村の体育・スポーツの振興事業

の指導・助言にあたらせるなどの措置を講ずることが望ましい。

次に、体育指導委員は、今後は、市町村の行なう体育・スポーツ振興事業の企画に参画し、その推進者としてこの任務を重視していくべきである。スポーツ教室等における実技の指導については、今後はむしろ民間のスポーツ指導員等の協力を得るようにしていくべきである。

しかしながら、民間のスポーツ指導員等がまだ少ない現状では、体育指導委員自らによる実技の指導も必要と考えられ、体育指導委員が実技の指導を行なう場合は、市町村はその活動にふさわしい報酬を考慮すべきである。

なお、体育指導委員の役割の重要性にかんがみ、国および地方公共団体はその研修事業を充実すべきである。

オ 社会体育指導者養成についての大学の寄与

大学および短期大学において社会体育指導者の養成課程などを設けたり、現職教育を実施し、また公開講座を開設するなどにより、専門の社会体育指導者養成に寄与することが望まれる。

4 学校体育の充実

学校体育の充実を図るため、指導内容の充実、指導者

の確保とその資質向上のための研修事業の拡充を図るとともに、各学校種別に応じた施設・設備の基準をいっそう明確にし、その整備・充実を図る必要がある。

とくに、中学校および高等学校における必修クラブ活動の充実を図るため、指導者の確保とその資質の向上、施設設備の整備充実等について格段の配慮をする必要がある。

また、中学校および高等学校における課外の運動部の活動は、一部の選手を中心としたものでなく、生徒の自発性、自主性のもとに、より多くの生徒が運動を実践し、親しめるようにすることに重点をおき、学校教育活動としてふさわしい範囲内において効率的に行なうべきである。学校教育活動としての対外運動競技については、近隣の学校との対外運動競技を中心に考えることが適当であり、より広域的に行なう場合は、学校教育活動としての対外運動競技の基準に基づいて適正に実施すべきである。

大学における体育については、指導者の資質の向上と施設・設備等の条件の整備を図る必要がある。

5 研究体制の整備

国民の健康や体力を保持増進するための基本的な理論やその具体的方法、現代生活における体育・スポーツの意義等について総合的な研究を行ない、また、それらの

研究に必要な情報を収集・整理し、あわせて指導者の養成と資質の向上のための研修等を行なう独立した研究機関を設ける必要がある。

6 資金の確保と運用

ア 体育・スポーツ活動に必要な施設・設備の充実、スポーツ教室の開設等自発的グループの促進、指導者の養成確保などについては、国、地方公共団体は積極的に公費を投入するようすべきである。

イ 施設の整備については、日常生活圏域における施設は、主として市町村が主体となり、広域生活圏域における施設については関係市町村の適正な分担または都道府県もしくは国の負担により、その整備を行なうものとする。

なお、地方公共団体の整備する体育施設に対しては、国はスポーツ振興法の趣旨にのっとり、じゅうぶんな補助を行なうべきである。

ウ これまでのわが国の体育・スポーツは、ややもすると、事業主体者がすべての経費を負担するという考え方が強かったが、今後は、日常的な経費については、手軽に参加できる範囲内において参加者自らがこれを負担するという考え方を育てる必要がある。

エ 土地の確保については、国有地の活用、農地の転用など、先行投資による土地の確保などについて必要な

措置を講ずることがたいせつである。

7 関係省庁の協力体制の確立

体育・スポーツ関係の諸施策の実現にあたっては、施設の整備充実についての資金の効率的運用をはじめ、国民の体育・スポーツの普及振興に関して、関係省庁の相互協力体制の確立を図る。

体育・スポーツの普及振興に関する
基本方策について(答申)

序 文

体育・スポーツは、強健な心身の発達をうながし、人間性を豊かにするとともに、健康で文化的な生活を営む上にきわめて重要な役割を果たすものである。

めざましい科学技術の進歩にともなう経済成長は、生活様式を急激に変化させ、日常生活における身体的な活動をはなはだしく減退させている。国民の各年齢層にみられる体力低下の傾向は、この結果といえるであろう。また、大気汚染をはじめとする各種公害の発生や自然環境の破壊が国民の生活と健康に新たな問題を投げかけている。

このことは、国民の健康に対する関心を高め、生活水準の向上や自由時間の増大とあいまって、体育・スポーツへの欲求を著しく高めている。体育・スポーツを愛好し、すすんでこれを実践する人々が、急激に増加し、その内容が多様化するとともに活動の範囲が広域化していることはそのあらわれである。

このような現状の推移を的確にとらえ、国民の求める体育・スポーツを普及振興することは、国をあげて取り組むべき大きな課題であるといわなければならない。

これまでの体育・スポーツは学校を中心に発達し、また、選手を中心とする高度なスポーツの振興に重点がおかれ、一

般社会における体育・スポーツを振興するための諸条件は、必ずしも整備充実されるにいたらず、今や広く国民の要請に応じ得ない状況にある。

このような現状を打破し、長期的な展望に立って、すべての国民が、いわゆる生涯体育を實踐できるような諸条件を整備するための基本方策を樹立し、真剣にその実施に取り組むべきである。

これによって体育・スポーツを振興し、人間尊重を基盤とした健康な社会を建設することこそ、今後の日本の重要な課題である。

具体的な方策としては、施設の整備充実、自発的なグループ活動の促進、指導者の養成ならびにこれにともなう資金の確保などがあげられる。

これらの基本方策を実施するにあたっては、到達すべき目標を明示し、これを段階的に実現する総合的な計画を策定することが必要である。さらに各省庁、地方公共団体、関係民間団体が従来の施策を再検討し、いっそうその協力関係を密にし、その目標の実現をはかる必要がある。

第1部 現状における問題点

近年におけるわが国の産業・経済のめざましい発展は、国民生活に多くの恩恵をもたらしている反面、身体活動の著しい減少をまねき、また各種のストレスを生じさせ、人間の生活、活動、幸福の基盤である心身の健康や体力に好ましくない影響をもたらしつつある。すなわち、技術革新等による経済の高度成長、産業構造の高度化は、都市の過密化、地方の過疎化の現象をもたらし、一方、生活様式を急激に変化させ、これらのことが相重なって、青少年をはじめ国民の身体活動を著しく減少させ、体力の低下やストレスに由来すると思われるさまざまな健康障害を生じさせている。

1 健康と体力

生活水準の向上や食生活の改善、医療制度の充実などにより、国民の健康水準をはかる一指標としての平均寿命は、昭和46年度では男子70.2歳、女子75.6歳となっている。また、国民の死亡率も急激に低下し、昭和46年度では人口1,000人につき6.6人となっており、世界でもっとも低い国々と比肩しうるまでになっている。

しかし、国民の疾病状況についてみると、以前の結核や肺炎などに代わって、心臓疾患、高血圧、糖尿病などの成人病

が増加しているし、消化器疾患、神経系疾患などストレスに由来すると思われる疾病の増加がみられる。

また、青少年の体力については、体格が毎年向上しているのにもかかわらず、体力は必ずしもこれともなっていて向上しているとはいえない。とくに男子では17歳ごろから、女子では14歳ごろから体力とくに持久力の発達の停滞がみられる。

勤労青少年については、体格、体力ともに同年齢層の生徒や学生に比べて一般に劣っており、とくに中小企業に働く勤労青少年の体力は、大企業に働く勤労青少年よりも劣る傾向を示している。

中高年齢層の体力については、一部の筋力を除いて、一般的に体力の低下がめだち、男子では40歳代の中頃、女子では40歳頃を境に体力の低下が著しい。とくに農村地域に居住する人々の中年以降の体力の低下は都市的地域に居住する人々よりも著しい。

また幼児から中学校生徒にわたって、さらには家庭の主婦等に肥満傾向のものが多くみられるようになり、これらの幼児や生徒等の体力が著しく劣る傾向にある。

このような事態の改善のためには、いろいろな施策が多面的に講ぜられなければならないが、健康の増進や体力の向上という見地からじゅうぶん検討を加え、日常生活に密着した体育・スポーツ活動が活発になるようその生活環境や生活態度を改めていく必要がある。

2 体育・スポーツ活動

(1) 一般社会における体育・スポーツ活動

総理府の「スポーツに関する世論調査」によれば、過去1か年の間に何らかのスポーツ活動を行なったものは、昭和32年には14%程度であったが、昭和47年には60%と約4.4倍に増加している。しかし、その実施頻度についてみると、1か月間に1～3回程度の実施が過半数を占めている。

人間は、本来自然の中で、じゅうぶん身体を動かすことにより、身体はもとより精神の健全さを保持増進するものであるが、地域的にみると、都市地域では一般に人口の都市集中にともなって生活の場や自然環境がせばめられ、人間関係も疎遠なものとなっており、生活の身近なところで手軽に利用できる体育・スポーツ施設がきわめて乏しい状況にある。また公害などの健康や体力の保持増進をはかる上に適切でない環境が拡大されつつある。

一方、農村地域では、体育・スポーツ活動に必要な施設や指導者が少なく、また、体育・スポーツ活動を積極的に生活の中に取り入れようとするようなふんい気がきわめて乏しい状況にある。

また、最近における産業構造の変化により、いわゆる就業人口が増加し、しかもそこで働く人々の労働様式が機械化され単純化されるなどの変化にともない、職場における

体育・スポーツの意義はますます重要になってきている。しかし大企業における体育・スポーツについてみれば、施設、組織などはかなりよく整っているが、その利用は一般に選手中心となっており、施設の利用効率も悪く、必ずしも広く一般従業員が体育・スポーツ活動を楽しむことができるような条件とはなっていない。

なお、中小企業では、体育・スポーツ活動に必要な施設はほとんど設置されておらず、また従業員数も少ないために、中小企業における従業員の体育・スポーツ活動は大企業よりもさらに低調となっている。

働く場所を中心とする体育・スポーツ活動の普及振興についても、従業員の生活福祉の増進という見地から検討する必要がある。

(2) 学校における体育活動

わが国においては、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校および特殊教育諸学校さらに幼稚園において、体育をすべての児童・生徒・学生および幼児計約2,200万人に履修させることとなっており、制度としてはかなりよく整備されている。

学校教育において健康で安全な生活を営むのに必要な習慣や態度を養い、心身の調和的発達をはかることはきわめて重要であり、体育活動を充実することは、心身ともに健

康な国民の育成を期するうえにおいて欠くことのできない緊要な課題である。加えて、近年における社会環境、生活環境の急激な変化のもと、青少年の身体活動の機会が著しく減少していることなどを考えるとき、体育活動の重要性は今後ますます増大する。

そこでこのたび、小学校、中学校、高等学校および特殊教育諸学校の教育課程に関する改訂が行なわれ、児童・生徒の人間として調和のとれた育成をめざし、体育の授業時間はもとより、学校教育活動全体を通じて体育に関する指導を充実し、児童・生徒の健康の保持増進と体力の向上がはかれることとなった。この方針に従って、その成果をあげるため、指導者の確保と資質の向上、施設・設備の充実整備などが問題点として指摘される。

また、今回の教育課程の改訂により、中学校および高等学校において必修のクラブ活動が設けられた。クラブの種類や数は、学校の教育方針等によって定められるものであるが、体育クラブの設置については、設備等がじゅうぶんとはいえない。

次に課外のいわゆる部活動は、生徒の自発性・自主性を生かして学校の指導のもとに行なわれる教育活動であるが、従来の運動部の活動は、中学校および高等学校教育における人間形成に大きな役割を果たしてきた面がある反面、ともすれば一部の選手を中心とした勝利中心主義にお

ちいり、学校教育活動としてふさわしくないとされる向きも認められる。

大学の体育については、学生数の急激な増加や学生の体育・スポーツへの欲求の増大に対して、全学生を適切かつ継続的に指導するための指導者や施設設備等の条件の整備がじゅうぶんとはいえず、また、大学の運動部のあり方に関連して、今後は、むしろ、多くの学生が各自の体力の程度等に応じて、体育・スポーツ活動を進んで行なうことを助長することが大事な課題であると思われる。

3 体育・スポーツ施設

わが国の体育・スポーツ施設は、現在約15万ほどある。しかし、その72.5%は学校体育施設となっており、次に多いのは事業所の施設で16%を占め、公共社会体育施設はわずかに7%にすぎず、このほか民間の非営利および営利の施設が4.5%となっている。これをさらに、社会における体育・スポーツ施設に限ってみると、事業所の施設が58%、公共社会体育施設25%、民間の非営利施設6%、営利施設11%となっており、公共社会体育施設の立ちおくれが著しい。しかも、これらの公共社会体育施設のうち、施設に専任の指導者が置かれているものは約30%、夜間照明を備えているものは25%程度である。

なお、これらの施設は利用に便利なところにつくられてい

るとはかぎらず、また、競技会向きにつくられている場合が多いため、広く一般の人々が日常生活のなかで、身近に利用しやすいようには必ずしもなっていない。

最近、地域における産業構造の変化や人口の過疎化現象に対処するため、地域総合開発計画や過疎地域開発計画などの中に、日常生活に必要な施設の一環として、公共社会体育施設の整備が計画的にすすめられるようになってきた。しかし、土地や資金の確保などが困難であるため、その計画はまだじゅうぶん成果をあげるまでにいたっていない。

また、体育・スポーツ施設の約7割を占める学校体育施設の効果的利用を推進する必要があるが、管理運営上の問題などがあって、組織的・計画的にその施設を一般の利用に供している学校は8%程度にすぎない。

(1) 公共社会体育施設の整備とその活用

すべての国民が、日常生活のなかで体育・スポーツ活動に親しむことができるようにするためには、人々の興味や関心、技術の程度などに応じて身近で、手軽に利用できる公共の施設を数多くつくることがたいせつである。

また、交通機関の普及発達にともない、日帰りで利用できるような総合的な体育館や運動広場など、より内容の整った体育・スポーツ施設を整備することが必要である。とくに大都市周辺には、自然環境の中でスポーツを楽しむた

めの公園や運動広場、プール等の施設を整備することが必要となってきた。

なお、週末や休日を利用した登山、キャンプ、スキーなどの野外活動が飛躍的に増加している現状から、いわゆる広域の体育・スポーツ施設としての自然公園の整備、自然歩道、各種ハイキングコース、サイクリングコース、海水浴場、キャンプ場、スキー場などの野外活動施設の整備が重要である。

さらに、これらの体育・スポーツ施設の整備にあたっては、利用に便利なところに配置され、その環境が美しく整備されるとともに、適切な指導者が配置されており、広く一般の人々に親しんで利用されるような運営をされることが強く望まれている。

(2) 学校体育施設の活用

学校体育施設の効果的利用を促進するためには、地域の人々が利用しやすいようにクラブハウスや夜間照明などを学校に設けることが必要である。そして、その場合、地域のスポーツクラブやPTA、その他の社会教育関係団体などがその管理運営の責任を分担するようになる必要がある。

(3) 民間の非営利施設

最近、民間の非営利団体が設置運営する体育・スポーツ

施設がふえつつあり、体育・スポーツ振興のため有意義な役割を果たしている。これらの施設は、それぞれ特色のある運営がなされており、その活動をいっそう促進するような措置を講ずることが強く望まれている。

(4) 事業所における体育・スポーツ施設

事業所における体育・スポーツ施設は、社会における体育・スポーツ施設の58%を占めており、その割合はきわめて高いが、概して選手中心の利用となっており、一般従業員の利用度はきわめて低くなっている。従業員の福利厚生という観点から、広く一般の従業員が施設を手軽に使えるように施設の利用度を高める必要がある。なお、できるかぎりこれらの施設を地域住民にも開放することが望まれる。

中小企業では、体育・スポーツ施設を単独で整備することが困難な状況にあるので、いくつかの事業所が共同で利用できるような施設設備の方途を検討する必要がある。また、地域における公共の施設を積極的に利用するようにすることもたいせつである。

(5) 商業スポーツ施設

商業スポーツ施設は、その料金が比較的高いにもかかわらずその利用者が年々増加しており、これからの社会における施設として重要な役割を果たすものと思われる。そこで、これらの施設ができるだけ低廉な料金で利用できるよ

うに、税の減免などをはかるとともに、それが健康的で安全に運営されるよう、その方策を検討する必要がある。

4 体育・スポーツの組織

わが国の学校では、中学校においては生徒の約45%、高等学校においては約31%、大学においては約27%のものが何らかの形で体育・スポーツのグループや組織に所属しているが、その実質的活動は一部の選手中心の活動となっており、必ずしも全員のスポーツ欲求をみたす組織とはなっていない。

また、事業所におけるクラブの設置率をみると、300人以上の事業所では大部分の事業所にクラブが設置されているが、その参加者数は1クラブ当たり10~20人前後となっており、広く従業員のスポーツ欲求をみたす組織とはなっていない。

なお、地域でも、全国で約2万8000団体、会員数にして約425万人とかなり多くのスポーツクラブが育っているが、一般に行事中心の組織となっており、幼児から高齢者にいたるまで、広く一般地域住民の日常的な体育・スポーツ欲求をみたす組織とはなっていない。

このように、広く国民一般が体育・スポーツを行なうための組織がじゅうぶんに発達していない背景には、一般にわが国の体育・スポーツ活動が一部の選手を中心に行なわれる傾向が強かったこと、身近なところに利用しやすい施設が乏しいこと、適当な指導者が少ないこと、体育・スポーツを行な

うための時間を確保しにくい人たちが多いこと、スポーツグループなどに加わってスポーツを楽しむような風潮が乏しかったことなどが考えられる。

しかし、最近では、体育・スポーツを通しての体力づくりやこれを楽しむような風潮が高まり、地域や職場などを中心にスポーツの自発的愛好者のグループがしだいに育つ機運にある。また、こども会や青年会、婦人会、PTAなどの社会教育関係団体や福祉関係団体などでも、その団体活動の一部として体育・スポーツを行なう団体が多くなってきている。

今後の課題としては、選手中心の組織だけにかたよらず、地域や職場などにおいて、日常生活の中で育ちつつある自発的なスポーツグループや組織の発達を促進する必要がある。

また、スポーツを行ないたいと希望しているにもかかわらず、経験も少なく、技能もともなわない人々に対しては、スポーツ教室を開設するなどして、スポーツのグループに参加する人々を拡大することがたいせつである。

なお、スポーツのグループや組織は、施設を中心に発展させていくことがたいせつである。

5 体育・スポーツの指導者

体育・スポーツの指導者には、学校体育の指導者である教員および各般にわたる体育・スポーツの指導者が考えられるが、ここではとくに、青少年をはじめ国民の日常生活におけ

る体育・スポーツを振興するために必要で、また、現在、もっとも問題があると思われる民間における体育・スポーツの指導者、公共社会体育施設における指導者、市町村教育委員会における体育・スポーツ担当の機構と職員などの現状における問題点を中心にのべることにする。

(1) 民間における体育・スポーツ指導者

ア 民間における指導者

自発的に組織されたスポーツのグループあるいはスポーツをやりたいという個人なり同好の小グループがしだいに増加していく傾向にあるが、今後、一般社会における体育・スポーツ活動の活発化をはかるためには、各般のスポーツ教室の開催やこれらの自発的グループ活動の促進などがきわめて重要である。しかしながら現状においては、これらの活動を促進するための適切な資質をそなえた指導者はきわめて不足しているといわざるを得ない。

こうした現状にかんがみ、日本体育協会におけるスポーツ指導員の養成などにみられるように、民間団体における有志指導者養成の機運が高まっているが、これら指導者の役割・機能やその適切な報酬などについては必ずしも明確となっていない。

国民の多様な自主的スポーツ活動を積極的に促進する

ためには、これら民間における指導者の力にまつところが大きく、よりすぐれた資質と専門化された能力をもつ多くの指導者が必要であり、また、これら指導者の役割、機能および資格などの基準についても明確化をはかることが必要である。

イ 職場における指導者

技術革新等による産業・経済の著しい発展は、国民の日常生活、職場での生活様式を大きく変化させ、身体活動の機会を著しく減少させ、労働を単純化させており、また、人間疎外の傾向をももたらしており、一方自由時間の増大とあいまって、職場に働く者の心身の健康、元気回復さらには余暇の活用のために、職場における体育・スポーツ活動の重要性はますます増大する。

そこで、最近では、日本レクリエーション協会の職場との協力による職場レクリエーション・リーダーの養成事業などにみられるように、民間団体においてこれらの職場指導者の養成に積極的に取り組む機運が生まれ、また、一部の企業では、社員、従業員の体育・スポーツあるいはレクリエーション活動に本格的に取り組む機運がみられる。

しかし、一般的に職場における体育・スポーツ指導者の資質や位置づけについては、必ずしもじゅうぶんではなく、企業等の規模等に応じ、職場における体育・スポ

ー指導者の確保とその資質の向上が今後の重要な課題となっている。

(2) 公共社会体育施設における指導者

公共社会体育施設が広く国民の日常生活における体育・スポーツ活動の場として利用されるようにするためには、施設の管理・運営にあたる職員はもとより、施設に適当な指導・助言者がいて、施設と利用者を結びつけるための積極的な努力がたいせつである。

しかしながら、現状では、体育・スポーツ施設で専任の管理者または指導担当を置いている施設は、公共社会体育施設で32%、民間の非営利施設40%、営利施設67%となっており、公共社会体育施設における専任者の配置の割合がもっとも低い。

また、公共社会体育施設に置かれる職員は、管理面に比して指導担当の職員が少ない現状であり、施設はややもすると競技大会や運動会の行事などに利用されている場合が多く、広く地域住民の自発的スポーツ活動の場としては必ずしもじゅうぶんに活用されているとはいえない。

(3) 市町村教育委員会における体育・スポーツ担当の機構と職員

ア 体育・スポーツ担当の機構と職員

市町村教育委員会における体育・スポーツ担当の部課なり職員の任務は、地域住民の自発的スポーツ活動を助成し、その地域における体育・スポーツ活動を推進するための実際的な役割をもつものであり、施設の配置とその利用計画、施設を中心とするプログラムサービスやグループづくり、適切な指導者の把握とその協力体制の確立など、その活動は広範にわたっており、当該市町村における体育・スポーツの振興計画の企画・立案者およびその推進者として、その役割はきわめて重要である。

しかしながら、市町村における体育課または保健体育課の設置状況をみると、市では26.7%、町村では0.5%であり、また、市町村における社会体育関係担当職員は、社会教育主事を含めて全国で約4,500人であり、1市町村当たりの平均人員は1.4人となっている。しかも、これら社会体育関係担当職員のうち、社会体育専任の担当職員は27%程度にすぎない。

また、市町村におけるスポーツ振興審議会の設置状況も、市では25%、町10%、村5%、全体では12%程度にすぎない。

地域住民の日常生活における体育・スポーツを振興し推進することは、今後における市町村の当該住民に対する行政上の欠くことのできない重要なサービスであり、人口規模に応じて、体育・スポーツ行政の機構と社会体

育担当職員を整備充実することが必要である。

イ 体育指導委員

体育指導委員は、スポーツ振興法により「市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうもの」として、市町村教育委員会から任命される非常勤の公務員であり、現在すべての市町村に置かれ、その総数は約3万7,000人となっている。

体育指導委員は、従来、地域住民に対するスポーツの実技の指導や市町村における体育・スポーツ振興の推進者として大きな役割を果たしてきたが、本来の自己の職業が多忙なこと、実技の指導に対して適切な報酬が考慮されていないこと等もあって、一般には、運動会や競技会などの行事の開催やその運営面での協力が主となっている場合が多い。

一方、スポーツ振興法制定当時に比べて、現在は、体育・スポーツに対する国民の欲求も著しく増大しつつあり、これに対応して多様な実技の指導者が数多く要請されており、前述のように、日本体育協会のスポーツ指導員の養成事業等民間団体における体育・スポーツの指導者養成が活発化する機運にある。

こうした状況をふまえて、体育指導委員の今後の役割については、そのあり方、重点のおき方、スポーツ指導

員等との関係などについて検討する必要がある、また、それと関連しつつ体育指導委員の研修や報酬等の処遇についても配慮する必要がある。

6 体育・スポーツの傷害補償

体育・スポーツ活動にともなう傷害の補償については、スポーツ安全協会などこれを救済する制度がすでに発足している。今後は、この制度の周知徹底をはかるとともに、加入者がこの制度を利用しやすいように、その運営方法などを実態にあわせて改善していく必要がある。

7 体育・スポーツの資金

全国の都道府県および市町村の教育委員会における体育・スポーツ施設の整備にあてられた総額は、昭和43年度において約109億円であり、1都道府県の平均額7,277万円、市町村では231万円となっているが、今後増大する体育・スポーツ需要に対処するにはなおほど遠いものがある。

また、体育・スポーツにあてられた事業費についてみると、都道府県および市町村における総額は約64億円であり、1都道府県の平均額4,468万円（住民1人当たり20円）、市町村134万円（住民1人当たり62円）となっている。しかも、これらの事業費は主として、日常的な活動よりも体育・スポーツ関係団体の行なう行事的な活動に対して支出されることが

多く、日常的な活動を促進するための支出は少なかった。

すなわち、青少年をはじめ国民一般が、生活の中に体育・スポーツ活動を取り入れていくために必要な施設の整備や適切な指導者の養成・確保、スポーツ教室の開設などの経費については、ふじゅうぶんであるといわざるを得ない。

8 関係省庁の諸施策

文部省以外でも、国民の体育・スポーツの普及振興と関連して、総理府では国民体力づくり運動、経済企画庁や自治省では、体育・スポーツ施設を含めて、生活環境条件の整備計画の策定、建設省では都市計画により児童公園、近隣公園、運動公園等の各種公園・緑地の整備、厚生省、運輸省、林野庁などでは自然公園、観光、自然休養林等にかかる事業、労働省では、勤労者や職場の福利厚生施設充実の一環として体育・スポーツ活動に必要な条件の整備をはかるなどの諸事業を行なっているが、国、都道府県、市町村のそれぞれの段階を通じて、国民の体育・スポーツの普及振興に関する関係省庁や関係部局の相互協力体制はじゅうぶんとはいえない。

第2部 施策

1 体育・スポーツ施設の整備

(1) 日常生活圏域における体育・スポーツ施設

すべての国民が、日常生活の中で体育・スポーツ活動に親しむことができるように、国民のスポーツ活動の現状、スポーツ人口の将来、スポーツクラブの数の増大などを勘案しながら施設の整備基準を以下のように策定した。

A 日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準

施設		人口規模			
		1万人	3万人	5万人	10万人
屋外運動場	運動広場	面積10,000㎡の運動広場 1か所	面積10,000㎡の運動広場 2か所	面積10,000㎡の運動広場 3か所	面積10,000㎡の運動広場 6か所
	コート	面積1,560㎡のコート 2か所	面積2,200㎡のコート 4か所	面積2,200㎡のコート 6か所	面積2,840㎡のコート 10か所
屋内運動場	体育館	床面積720㎡の体育館 1か所	床面積720㎡の体育館 2か所	床面積720㎡の体育館 3か所	床面積720㎡の体育館 5か所
	柔剣道場	床面積200㎡の柔剣道場 1か所	床面積300㎡の柔剣道場 1か所	床面積300㎡の柔剣道場 1か所	床面積400㎡の柔剣道場 1か所
プール		水面積400㎡のプール 1か所	水面積400㎡のプール 2か所	水面積400㎡のプール 3か所	水面積400㎡のプール 6か所

注 この表の面積は、実際に運動を行なう場所の面積であり、管理室、更衣室、シャワー室、便所、用具室等は含まない。

備考

ア 施設には、更衣室、シャワー、器具庫などを設けるほか、必要に応じ、健康・体力相談室、喫茶室、談話室等を設けるようにする。

イ 施設には、それぞれの運動に必要な夜間照明を設けるようにする。

ウ プールについては、年間を通じて利用できるようにできるかぎり屋内プール（温水プール）とすることが望ましい。

エ 心身障害者も、じゅうぶん利用しうるよう、施設・設備面において配慮することが望ましい。

B 日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備方針等

ア 市町村においては、上記の基準を参考として、地域の実情に応じ、具体的な体育・スポーツ施設の整備計画を作成するものとする。

イ 人口過密地域においては、土地の効率的利用という見地から、高層の多種目型体育・スポーツ施設を設置したり、また、高層の建築や住宅団地には、体育・スポーツ施設を付設するような措置が必要である。

なお、大都市周辺には、日帰りで利用できる施設として、自然環境を生かした運動公園などの総合的な体育・スポーツ施設を整備することが望ましい。

ウ 都市の再開発にあたっては、市街地内の公共広場を拡大し、体育・スポーツ活動に必要な場所を確保するようにつとめる必要がある。

また、公園や緑地、河川敷きには体育・スポーツ施設を設けたり、道路や公共用地などを一定の時間を限って歩走やサイクリングなどの運動に利用するような措置が望ましい。

エ 人口規模の小さい地域などにおいては、生活圏がしだいに拡大する傾向にあり、広域的・総合的な行政を行なう必要性が強まっている現況にかんがみ、数か市町村が共同して日常生活に必要な体育・スポーツ施設を整備するようにすることが望ましい。

オ 公民館や青年の家などの社会教育関係施設や国民宿舎等の厚生福祉施設、勤労青少年ホームなどの労働福祉施設には、体育・スポーツ施設を付設するように配慮する必要がある。

カ 学校教育施設を一般の人々に広く利用しやすいようにするため、学校には、更衣室やフェンス、夜間照明、クラブハウスなどを必要に応じ設けるようにする。

C こどもの遊び場などの整備方針

こどもの遊び場の整備については、建設省において、面積 2,500m² 以上の児童公園を誘致距離250mの範囲に 1か所の割合で整備する事業がすすめられており、また

厚生省では、面積 660m² 以上の児童遊園を人口 2 万～4 万の地域に 2 か所の割合で整備する方針がたてられている。上記 A の整備基準には、これらの児童公園や児童遊園を含んではいないので、施設の整備に当たっては、これらを含めて整備する必要がある。

(2) 広域生活圏域における体育・スポーツ施設

週末や休日などを利用した宿泊をともなう野外活動が飛躍的に増加している現状にかんがみ、これらの人々が健康的で、安全な野外活動を行なうことができるように、海水浴場、キャンプ場、サイクリングコース、ハイキングコース、スキー場などの野外活動施設の適正規模、必要な施設設備、安全の確保などに関する基準を明確にする必要があるが、さしあたり最小限度、次の留意事項を参考として施設の整備をはかるものとする。

なお、登山、スケート、ヨット、モーターボート、釣魚、狩猟などについても、その事故が直接命を奪うおそれがあるので、その安全対策について適切な指導を徹底するとともに、必要な措置を講ずることとする。

広域生活圏域における野外活動施設整備の留意事項

1 海水浴場	(1) 水質が良好で遠浅であり、潮流が激しくないこと。また河川のある地域では海水浴場が河口に近くないこと。 (2) 日光浴や怪遊戯などができる程度の砂浜があること。 (3) 更衣室、シャワー室、便所、塵芥処理所、給水設備を備えていること。 (4) 遊泳区域の表示をしていること。 (5) 安全管理施設を設けていること。
2 キャンプ場	(1) 自然環境に恵まれ、落石、土砂くずれ、出水などの危険がなく、安全性が確保されている場所であること。 (2) 1 人当たりのキャンプ場面積は、キャンプの諸活動を含めて 1 人当たり 300 m ² 以上であること。 (3) 給水設備、便所、塵芥処理所、管理棟を備えていること。 (4) キャンプ場が水辺にあるところでは、遊泳場などの区域をきめ、安全管理施設を設けるようにすること。
3 サイクリングコース	(1) コースの起伏があまり激しくなく、安全性の確保にじゅうぶん留意されていること。 (2) サイクリングコースの道路幅は 2 m 程度であること。 (3) 専用の道路であること。 (4) 沿道に、道標、修理所を含めた休憩所、給水設備が設けられていること。
4 ハイキングコース	(1) 自然環境に恵まれた地域にコースが設定されていること。 (2) コースには、道標、休憩所、塵芥処理所が設けられていること。

5 スキー場	(1) 切り株、岩石などの障害による危険性のないこと。 (2) スキー場はなるべく初心者用と熟練者用のゲレンデに区分されていること。 (3) スキー場には休憩所、救急所、安全管理施設、道標を備えていること。 (4) パトロールや指導者が配置されていること。
--------	---

(3) 事業所における体育・スポーツ施設

既存の施設および職場におけるスポーツグループの結成状況などを考慮して、事業所の規模別にのぞましい施設の整備基準を示すと次のとおりである。

なお、このほかに業間や昼休みなどを利用して行なう体育・スポーツ活動のための施設や簡易レクリエーション施設を働く場所の近くに数多く用意することが望まれる。

事業所における体育・スポーツ施設の整備基準

事業所の規模		500人 以下	500~1,000人	1,000人 以上
屋外運動場	運動広場	ソフトボールができる程度の運動広場 1か所	ソフトボールまたは野球ができる程度の運動広場 1か所	野球ができる程度の運動広場 1か所
	コート	テニス、バレーボールなどができる920㎡の兼用コート 1か所	テニス、バレーボールなどができる1,600㎡の兼用コート 1か所	テニス、バレーボールなどができる2,200㎡の兼用コート 1か所

事業所の規模		500人 以下	500~1,000人	1,000人 以上
屋内運動場	体育館	卓球台を2面おける程度の床面積150㎡の卓球場 1か所	バドミントン、卓球兼用のコートが2面とれる程度の床面積450㎡の体育館 1か所	バドミントン、卓球、バスケットボール兼用の床面積720㎡の体育館 1か所
	柔剣道場		柔道場、剣道場兼用の床面積100㎡の柔剣道場 1か所	柔道場、剣道場兼用の床面積200㎡の柔剣道場 1か所
	プール			水面積400㎡のプール 1か所

備考

- ソフトボールのできる運動広場の面積は、6,400㎡以上であることが望ましい。
- 野球のできる運動広場の面積は10,000㎡以上であることが望ましい。

2 体育・スポーツへの参加の推進

(1) グループづくり

自発的なグループが数多く生まれ、それが活発な活動を展開するようになるためには、施設の整備、指導者の養成確保などの諸施策を推進し、自発的なグループの活動がしやすいような条件を整備する必要がある。

しかしながら、それと同時に、これらのグループに参加するがわにおいても、その活動を自主的に行なうような意識や態度を育成するとともに、その経常的な経費についても、会員自らがこれを負担するような習慣を身につけていく必要がある。

また、施設は、その施設を基盤とするグループの育成につとめ、広く国民の欲求に応じることのできるような配慮がたいせつである。

(2) スポーツ教室の開設

広く国民が体育・スポーツに親しむようにするためには、人々のスポーツ欲求の多様性にあわせて、初心者に対しては短期のスポーツ教室を、継続的に実施したい人のためには長期のスポーツ教室を開設することが望ましい。

国や地方公共団体は、それらに対して積極的に援助する必要がある。

3 体育・スポーツ指導者の養成・確

保と指導体制の確立

(1) 民間における体育・スポーツの指導者

ア 民間における指導者

スポーツ指導員などの民間における体育・スポーツ指導者は、自発的なグループの組織づくりとその運営、ス

ポーツクラブやスポーツ教室などにおける多様な対象者に応ずる実技の指導など、その役割は多彩であり、よりすぐれた資質と専門化された能力が期待される。

そこで関係民間団体においては、これら指導者の役割・機能と資格基準を明確にし、指導者の資質向上をはかりつつその養成確保につとめるべきである。また、国においても、これら指導者の社会的信頼を高めるなどの見地から、これらの体育・スポーツ指導者の資質・技能審査事業の認定制度について考慮する必要がある。

なお、今後は、民間の有志指導者の奉仕的活動に期待するだけでなく、一般的には、その指導にふさわしい適切な報酬が考慮されるべきであり、さらには、一般社会における体育・スポーツの指導を専門的な職業とする人たちが出てくることも望まれる。

また、民間団体が行なっている指導者養成について、次にのべる職場における体育・スポーツの指導者養成も含めて、その事業がいっそう充実・発展するよう、国や地方公共団体は積極的に援助すべきである。

イ 職場における指導者

職場で働く者の体育・スポーツ活動の重要性にかんがみ、企業等では、これらの活動の推進に当たる者の職制を確立し、専任の指導者を置くとともに、その補助・協力者の養成確保につとめ、また、スポーツ指導員などの

外部指導者の協力が得られるよう配慮し、職場で働く者が職場を中心に体育・スポーツ活動に親しむことのできるような条件の整備をはかることが望まれる。

規模が小さく、従業員が少ない企業等では、広く公共社会体育施設の利用等に依存しなければならない面が多いと思われるが、民間団体においては、これらの企業等におけるレクリエーション活動等の指導者養成にも積極的に協力し、また、これらの企業等のがわにおいては、同業組合などの企業連合体などが中心となって、これらの養成事業にその傘下から積極的に参加するよう配慮することが望まれる。さらに、スポーツ指導員などの外部指導者の協力を得て、職場で働く者の体育・スポーツ活動の推進につとめることが望まれる。

(2) 公共社会体育施設における指導者

公共社会体育施設が、地域住民にじゅうぶん有効適切に利用されるようにするためには、体育・スポーツの専門の指導者を配置することが望ましい。

なかでも、総合の公共社会体育施設には、専任の体育・スポーツ専門の指導担当職員を配置すべきである。専任の指導担当職員を置くことができないような公共社会体育施設については、数施設の指導に当たる指導担当職員を総合体育施設または市町村教育委員会事務局などに配置するよ

うに配慮することが望ましい。

なお、公共社会体育施設または市町村教育委員会に置かれる専任の指導担当職員は、社会体育やレクリエーションについての専門的知識、少なくとも基礎的理解をもつとともに、できれば、中学校や高等学校の体育教員としての資格もっていることが望ましく、教育委員会の職員や学校教員との交流をはかるよう配慮することが望ましい。

また、公共社会体育施設においては、その有効適切な利用について体育指導委員の協力を得るとともに、スポーツ教室、スポーツクラブの活動などにおける実技の指導等に協力を得られるスポーツ指導員などの適当な指導者を施設や教育委員会に登録し、地域住民の多様なスポーツ欲求に応じることができるよう配慮することがたいせつである。

(3) 市町村教育委員会における体育・スポーツ担当の機構と職員

ア 体育・スポーツ担当の機構と専任の職員

市町村における体育・スポーツ振興の事業を積極的に推進することの重要性にかんがみ、スポーツ振興審議会をすべての市に置き、町村においては、できる限り置くことが望ましく、また、少なくとも、市には体育または保健体育を担当する機構(相当規模の市においては部課)を設けて、社会体育やスポーツ専門の専任職員を置くべ

きである。

体育・スポーツを担当する機構を設けることができないような町村にあっては、できるかぎり専任の指導担当職員を置くように努力すべきであり、また専任の指導担当職員の置かれない町村に対しては、都道府県教育委員会が地方教育事務所に社会体育やスポーツ専門の専任職員を置き、数町村の体育・スポーツの振興事業の指導、助言にあたらせるなどの措置を講ずることが望ましい。

イ 体育指導委員

体育指導委員は市町村の教育委員会から任命される非常勤の公務員として、今後は、市町村の行なう体育・スポーツ振興事業の企画に参画し、その推進者としての任務を、重視していくべきである。スポーツ教室等における実技の指導については、今後はむしろ民間のスポーツ指導員等の協力を得るようにしていくべきである。

しかしながら、民間のスポーツ指導員等がまだ少ない現状では、体育指導委員自らによる実技の指導も必要と考えられ、体育指導委員が実技の指導を行なう場合は、市町村はその活動にふさわしい報酬を考慮すべきである。

なお、体育指導委員の市町村における体育・スポーツ振興の推進者としての役割の重要性にかんがみ、国および地方公共団体はその研修事業を充実すべきである。

(4) 社会体育指導者養成についての大学の寄与

増大する国民の体育・スポーツ需要に対処するため、専門の社会体育指導者の必要性が高まっている現状から、大学および短期大学において社会体育指導者の養成課程などを設けたり、現職教育を実施し、また、公開講座を開設するなどにより、専門の社会体育指導者養成に寄与することが望まれる。

4 学校体育の充実

小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校および特殊教育諸学校さらには幼稚園の各学校種別を通じて、すべての児童、生徒、学生および幼児が、その発達段階に応じて充実した体育・スポーツ活動を実践し、さらに、将来社会人として長く体育・スポーツに親しみ、心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成を期することができるようにするため、指導内容の充実、指導者の確保とその資質向上のための研修事業の拡充をはかるとともに、各学校種別に応じた施設・設備の基準をいっそう明確にし、その整備充実をはかる必要がある。

とくに、中学校および高等学校における必修クラブ活動の充実をはかるため指導者の確保とその資質の向上、施設・設備の整備充実等について格段の配慮をする必要がある。

また、中学校および高等学校における課外の運動部の活動は、一部の選手を中心としたものでなく、生徒の自発性、自主性のもとに、より多くの生徒が運動を実践し、親しめるようにすることに重点をおき、生徒の心身の発達段階および学業との両立等をじゅうぶん考慮して、学校教育活動としてふさわしい範囲内において効率的に行なうべきである。学校教育活動としての対外運動競技については、近隣の学校との対外運動競技を中心に考えることが適当であり、より広域的に行なう場合は、学校教育活動としての対外運動競技の基準に基づいて適正に実施すべきである。なお、児童生徒の対外運動競技の基準については、今後さらに検討を加えていく必要があると考える。

大学における体育は、すべての学生の健康の増進と体力の向上をはかり、学生生活をより豊かにするための体育の内容を充実する必要がある、そのための指導者の資質の向上と施設・設備等の条件の整備をはかる必要がある。

5 研究体制の整備

国民の健康や体力を保持増進するための基本的な理論やその具体的方法、現代生活における体育・スポーツの意義等について総合的な研究を行ない、また、それらの研究に必要な情報を収集・整理し、あわせて体育・スポーツ指導者の養成と資質の向上のための研修事業等を行なう独立した研究機関

を設ける必要がある。

6 資金の確保とその運用

(1) 体育・スポーツ施設の整備に必要な資金

体育・スポーツ施設は広く一般の人々の利用に供する公共的施設を中核として整備すべきものであるから、施設の整備は、基本的には国、地方公共団体の行政課題として進められなければならない。

日常生活圏域における体育・スポーツ施設については、地域住民の福祉をいっそう増進するという見地から原則として市町村が主体となり、広域生活圏域における体育・スポーツ施設については、関係市町村の適正な分担または都道府県もしくは国の負担により、その整備を行なうものとする。なお、地方公共団体の整備する体育施設に対しては国はスポーツ振興法の趣旨にのっとり、じゅうぶんな補助を行なわなければならない。

また、民間の非営利施設や営利施設についても、広く一般の人々の日常生活における体育・スポーツの振興に寄与する公共性の強いものについては、その施設の普及充実をはかれるように、実情に即して必要な助成の方策が講ぜられることが望ましい。

(2) 体育・スポーツ活動に必要な経費

国民の生活の中に体育・スポーツ活動を定着化させるた

めには、施設を中心に国民のスポーツ欲求に合わせて多様なスポーツ教室の開設、自発的・自主的スポーツグループの育成、これら諸活動に必要な指導者の養成・確保などが緊急な課題となっている。

そこで、これらの活動に必要な施設・設備の充実、スポーツ教室の開設、指導者の養成確保などの経費については、国や地方公共団体は積極的に公費を投入すべきである。

また、地域的、全国的な体育・スポーツ関係団体が、スポーツ教室の開設や指導者養成などの普及・振興事業を展開する機運が高まってきているが、このような事業については、体育・スポーツ活動の普及をはかるといふ公共的な課題として、国や地方公共団体はこれを援助する必要がある。

なお、これまで、わが国の体育・スポーツは、ややもすると、事業主体者がすべての経費を負担するという考え方が強かったが、体育・スポーツは本来自らのために行なうものであるから、今後は、日常的な体育・スポーツ活動への参加に必要な経費については、手軽に参加できる範囲内において参加者自らがこれを負担するという考え方を育てることもたいせつである。

(3) 土地の確保と資金の調達等

土地の確保については、国有地の活用、農地転用など、先行投資による土地の確保などについて必要な措置を講ず

ることがたいせつである。

以上のような諸施策を実現していくためには、国や地方公共団体は画期的な財政的措置を講ずる必要がある。また、資金を調達するための適切な団体が、施設設備の充実などにあてる資金をじゅうぶん確保することが必要である。

また、このほか体育・スポーツに関する税の減免措置をいっそうはかるよう検討する必要がある。

7 関係省庁の協力体制の確立

文部省以外でも、他の関係省庁において、国民の体育・スポーツ活動に必要な施設として、運動広場や体育館、プール、遊歩道、サイクリングコース、キャンプ場、スキー場、海水浴場等の整備充実がはかられており、体育・スポーツ関係の諸施策の実現に当たっては、施設の整備充実についての資金の効率的運用をはじめ、国民の体育・スポーツの普及振興に関して関係省庁の相互協力体制を確立する必要がある。

参 考 資 料
(抄)

1 国民の健康状態 (疾病状況)

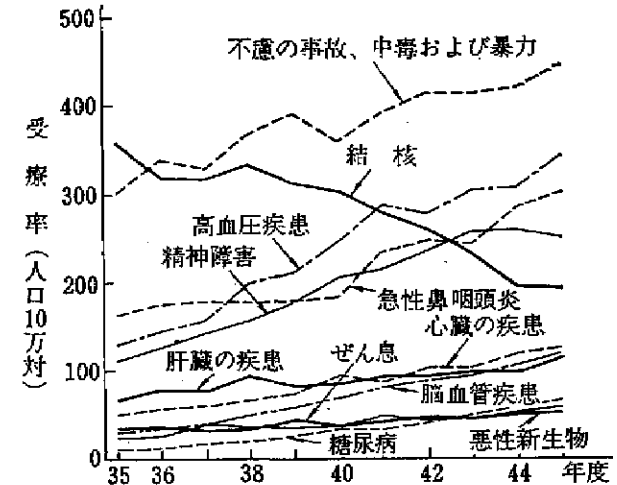
(1) 国民の年齢別有病率

(1,000人当たり)

	昭和42年	43年	44年	45年	46年
総 数	72.2	79.4	91.6	93.6	110.3
1 歳 未 満	88.7	80.6	76.6	87.9	96.5
5 — 14	39.2	38.6	49.8	50.5	63.0
15 — 24	34.2	31.0	39.2	33.2	41.4
35 — 44	71.6	81.2	86.4	86.2	101.9
65 — 74	175.7	233.0	245.6	257.0	314.2
75 歳 以 上	171.0	195.8	225.6	249.5	326.4

資料：厚生省大臣官房統計調査部「国民健康調査概況」昭和46年
国民の有病率は急速に増加する傾向にあり、昭和46年現在では1,000人当たり約110(10人に1人)の割合となっている。とくに、幼少年と高年齢者層の有病率の増加が著しい。

(2) 疾病別受療率の年次別推移



資料：厚生統計協会「厚生指標」昭和47年

昭和35年には結核が高率を占めていたが、結核はしだいに減少し、最近では高血圧、精神障害、心臓疾患、糖尿病などの増加の傾向がみられる。

(3) 国民総医療費の年次別推移

国民総医療費と国民総生産、国民所得の年次推移

	昭和41年 (1966)	42 ('67)	43 ('68)	44 ('69)	45 ('70)
総医療費(億円)	13,522	15,643	18,419	21,519	25,534
対前年度比	1.15	1.16	1.18	1.17	1.19
国民総生産(億円)	383,995	452,943	533,806	629,204	732,137
対前年度比	1.17	1.18	1.18	1.18	1.16
国民所得(億円)	304,427	362,332	428,696	498,567	590,480
対前年度比	1.17	1.19	1.18	1.16	1.18
総医療費のしめる割合 (%)					
対国民総生産	3.52	3.45	3.45	3.42	3.49
対国民所得	4.44	4.32	4.30	4.32	4.32
国民1人当たり医療費 (円)	*13,651	15,606	18,164	20,963	24,583

注1 国民総生産・国民所得は、昭和46年12月経済企画庁発表による。

2 国民1人当たり額を算出するため用いた人口は、総理府統計局「人口推計月報」による10月1日の人口である。

3 *印は、患者負担分のうち買薬、あんま等の額を補間法により推定したものをを用いた額である。

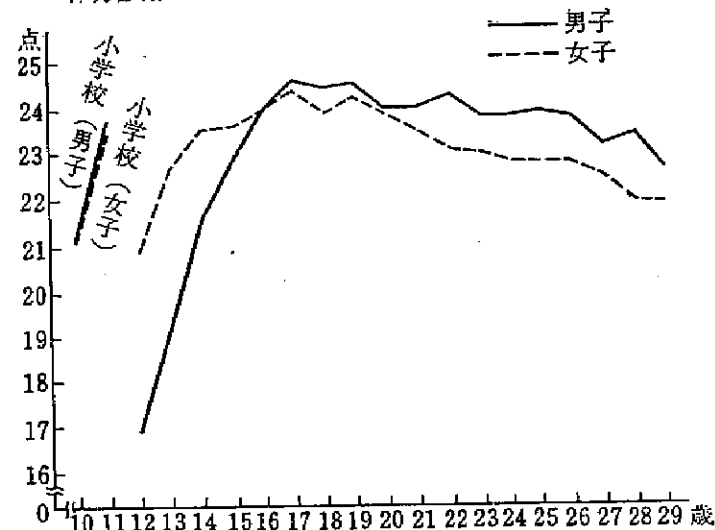
国民総医療費の支出額はここ数年急速に高まりつつあり、昭和45年現在ではその総額は約2兆5,500億円にのぼり、国民1人当たりの医療費は約2万4,600円に達している。

2 国民の体力

(1) 青少年の体力の現状

ア 基礎的体力の現状

体力診断テストの総合得点



注1 文部省体育局「体力・運動能力調査報告」(昭和46年度)による。

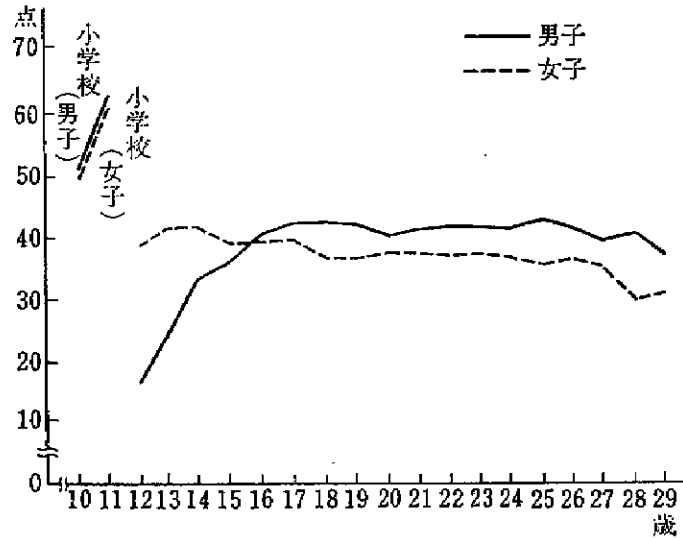
2 体力診断テストの総合点は、反復横とび、垂直とび、背筋力、握力、伏臥上体そらし、立位体前屈、踏み台昇降運動のそれぞれの測定結果を標準化された得点におきかえ、それらの得点を総合したものである。

3 小学校スポーツテストにおける反復横とびの距離は中学校・高等学校生徒対象のスポーツテストの距離よりも狭くなっている。また、踏み台昇降運動の高さも、小学校スポーツテストの方が低くなっている。

男女とも17歳ごろを境に基礎的体力の発達は停滞化している。

イ 運動能力の現状

運動能力テストの総合得点



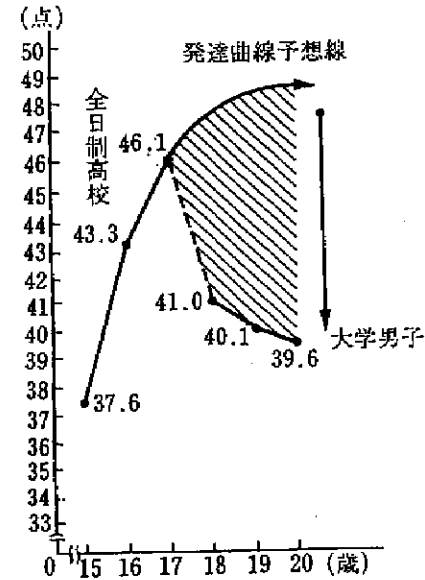
注1 文部省体育局「体力・運動能力調査報告書」(昭和46年度)による。

2 運動能力テスト総合得点は、50m走、走り幅とび、ハンドボール投げ(小学校はソフトボール投げ)、懸垂腕屈伸(小学校男女および中学校以上の女子は斜め懸垂腕屈伸)、持久走(男子1,500m、女子1,000m)のそれぞれの測定結果を標準化された得点におきかえ、それらの得点を総合したものである。

運動能力の発達は、男子は17歳ごろから停滞化し、女子では13歳をピークにその後の発達はむしろ低下している。

(2) 高等学校生徒と大学生の運動能力の比較

運動能力テストの総合得点の推移



注1 文部省体育局「体力・運動能力調査報告書」(昭和46年度)による。

2 運動能力テストの総合点は、50m走、走り幅とび、ハンドボール投げ、懸垂腕屈伸および1,500m走の測定結果を点数におきかえ、それらの点数を合計したものである。

全日制高等学校の第2・第3学年の生徒の体力に比べて大学生の体力が劣る傾向を示している。

(3) 勤労青少年の体力の現状

ア 勤労青少年の体力と全日制高等学校生徒の体力との比較

全日制高等学校生徒と勤労青少年の平均値の差の有意性(男子)

種目	区分	年齢					
		15		16		17	
		全日制高校	勤労青少年	全日制高校	勤労青少年	全日制高校	勤労青少年
体格	身長	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	体重	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	胸囲	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	座位高	※※	※※	※※	※※	※※	※※
運動能力テスト	50 m 走	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	走り幅とび	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	ハンドボール投げ	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	懸垂	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	持久走	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	運動能力テストの総合得点	※※	※※	※※	※※	※※	※※
体力診断テスト	反復横とび	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	垂直とび	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	背筋力	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	握力	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	伏臥上体そらし	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	立位体前屈	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	踏み台昇降運動	※※	※※	※※	※※	※※	※※
	体力診断テストの総合得点	※※	※※	※※	※※	※※	※※

注 ※印はその欄が統計的にすぐれていることを示す。

(※※1%, ※5%レベル)

資料：文部省体育局「体力・運動能力調査報告書」昭和39年度
 全日制高等学校生徒の体格、体力、運動能力に比べて、勤労青少年の体格、体力、運動能力は一般に劣っている。

イ 勤労青少年の体力の企業規模別比較

企業規模別(大企業と中企業)からみた平均値の差の有意性(勤労青少年男子)

種目	区分	年齢												
		15		16		17		18		19		20		
		大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	
体格	1 身長	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
	2 体重	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
	3 胸囲	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
	4 座位高	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
運動能力テスト	5 50 m 走	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
	6 走り幅とび	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
	7 ハンドボール投げ	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
	8 懸垂	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
	9 持久走	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
	10 運動能力テストの総合得点	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
	体力診断テスト	11 反復横とび	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※
		12 垂直とび	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※
		13 背筋力	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※
		14 握力	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※
15 伏臥上体そらし		※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
16 立位体前屈		※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
17 踏み台昇降運動		※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	
18 体力診断テストの総合得点		※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	※※	

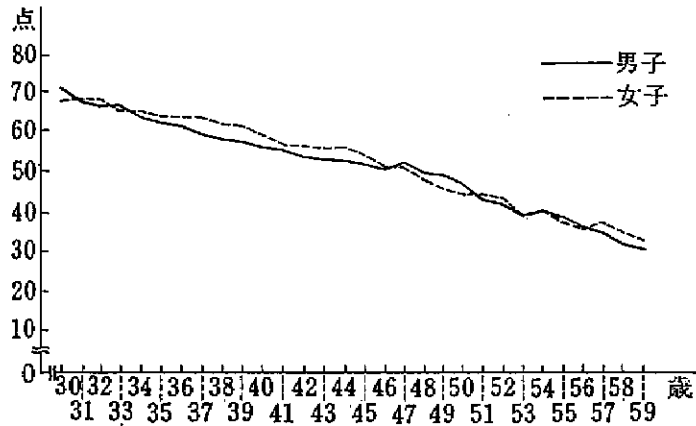
注 (※※印は1%, ※印は5%レベル)

資料：文部省体育局「体力・運動能力調査報告書」昭和41年度
 大企業に働く勤労青少年と中小企業に働く勤労青少年の体格、体力、運動能力を比較すると、15歳では中小企業に働く勤労青少年の体力、運動能力が大企業に働く勤労青少年の体力、運動能力よりも一般にすぐれているが、それ以降になると、中小企業に働く青少年の体力、運動能力は大企業に働く勤労青少年の体力、運動能力よりも劣るようになっている。

(4) 壮年の体力の現状

ア 壮年の体力の年齢別推移

壮年体力テストの総合得点



注1 文部省体育局「体力・運動能力調査報告書」(昭和46年度)による。

2 壮年体力テストの総合得点は、反復横とび、垂直とび、握力、ジグザグドリブル、急歩(男子1,500m,女子1,000m)のそれぞれの測定結果を標準化された得点におきかえ、それらの得点を総合したものである。

壮年の体力は、年齢がすすむにつれてしだいに低下しているが、40歳代の中ごろから男女とも体力の低下が著しくなる傾向を示している。

イ 壮年の体力の地域別比較

地域(市部, 町村部)別の比較

性別	体力と年齢の 関係	地域別			計			計			
		市 部			町 村 部						
		A	B	C	A	B	C				
男 子	実数	3,768	1,223	1,565	1,393	964	1,421	6,159	2,187	2,986	11,332
	%	57.4	18.7	23.9	50.1	20.2	29.7	54.4	19.3	26.4	100
女 子	実数	4,156	858	1,541	2,210	730	1,396	6,366	1,638	2,937	10,941
	%	63.4	13.1	23.5	50.4	17.8	31.8	58.2	15.0	26.8	100

注 A 体力年齢<暦年齢 B 体力年齢=暦年齢
C 体力年齢>暦年齢

資料：文部省体育局「体力・運動能力調査報告書」昭和46年度
体力年齢と暦年齢の関係を市部と町村部に分けてとらえてみると、一般に市部は、町村部に比べて「暦年齢よりも体力年齢の若いもの」(A. 体力年齢<暦年齢)が多く、町村部では、市部に比べて「暦年齢よりも体力年齢が高くなっているもの」(C. 体力年齢>暦年齢)が多くなっている。

(5) 児童生徒の肥満傾向の状況

年齢別、年度別肥満傾向児の出現率(昭和45年) (%)

年度	性別	年齢別								
		6 歳	7	8	9	10	11	12	13	14
昭和43年度	男	1.3	1.4	2.1	2.5	3.2	3.5	2.6	2.7	2.8
	女	1.5	2.1	2.7	3.0	3.4	3.9	3.0	4.5	7.8
昭和45年度	男	1.4	1.9	2.3	2.9	3.6	3.1	3.6	2.5	3.2
	女	1.9	2.6	2.9	3.4	4.0	5.5	3.1	5.6	8.7

注 ここでいう肥満傾向児とは、年齢別に性別の身長別平均体重を求め、その120%以上を肥満傾向児とした。

資料：文部省「学校保健統計調査報告書」による。
男女とも各年齢層を通じて肥満傾向児がふえる傾向にある。

3 生活時間構造の変化と自由時活動

(1) 労働条件の変化

ア 労働時間、休日の変化

① 労働時間の年次別推移

実労働時間・出勤日数の推移

年	月間実労働時間			月間出勤日数
	計	所定内	所定外	
30	194.8	178.4	16.5	23.8
35	202.7	180.8	21.9	24.2
40	192.9	176.4	16.5	23.6
41	193.2	175.8	17.4	23.5
42	193.0	174.5	18.5	23.5
43	192.7	174.1	18.6	23.4
44	190.0	171.4	18.6	23.1
45	187.7	169.9	17.8	22.9

(規模30人以上)

(単位：時間、日)

資料：労働省「毎月勤労統計調査」昭和45年

月間実労働時間および月間出勤日数ともに、ここ数年しだいに減少の傾向にある。

② 週休2日制の実施状況

週休制の形態別企業数の割合 (規模30人以上) (単位 %)

規模	計	週休		週休2日						その他	
		1日制	日半制	計	月3回			月2回			
					完全	隔週	月1回	完全	隔週		月1回
調査産業計	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6	4.0	
1,000人以上	100.0	64.5	7.3	26.1	4.2	1.4	7.7	4.4	8.4	2.2	
100~999	100.0	81.9	6.7	8.1	0.6	0.5	1.9	1.6	3.5	3.3	
30~99	100.0	91.4	1.8	2.4	0.2	—	0.5	1.0	0.7	4.4	

資料：労働省「賃金、労働時間制度総合調査」昭和46年

大企業を中心に週休2日制の実施がかなりすすむ機運にあるが、全体では4.4%程度にすぎない。

イ 労働の質的变化

① 技術革新による作業態様の変化

技術革新による作業態様の変化

(M. A)

項目	産業						計
	化学	機械	鉄金	鋼属	公益	その他	
身体的な作業から監視的作業へ	76	31	45	75	53	54	
身体的な作業から保安的作業へ	51	32	48	47	47	44	
身体的な作業から簡単な機器の操作作業へ	56	49	32	53	53	57	
従来とほとんど変わらない	8	9	—	—	10	7	
計	100	100	100	100	100	100	

② 技術革新による生産技術の変化

技術革新による生産技術の変化

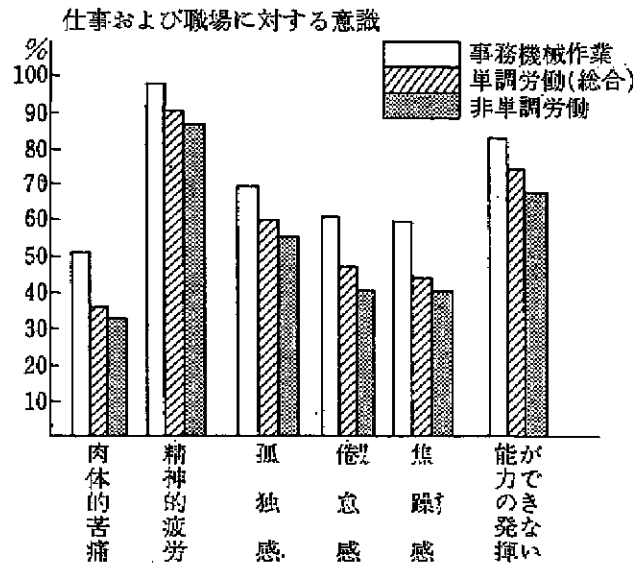
(M. A)

項目	産業						計
	化学	機械	鉄金	鋼属	公益	その他	
機械化、自動化	68	92	32	76	95	87	
大型化、高速化	41	49	70	48	53	50	
連続化	51	63	67	14	37	53	
計測化	38	5	15	14	11	19	
自動制御化	38	9	44	28	37	28	
遠隔集中制御化	24	14	11	62	21	21	
計	100	100	100	100	100	100	

資料：日本生産性本部「労働と余暇」昭和41年5月

- (1) 作業態様では、身体的な作業から監視的作業への変化や、身体的な作業から簡単な機器の操作作業への変化が著しい。
- (2) 生産技術の変化では、機械化、自動化、大型化、高速化が進行している。

ウ 仕事の人間に及ぼす影響



注1 労働省「単調労働実態調査報告」(昭44.9)より作成。

2 事務機械作業とは、コンピューターシステムにおけるパンチング、テレタイプ等の仕事である。

3 単調労働とは、ベルトコンベアシステムにおける単純反復作業、製品検査作業、オートメーション化された装置等における計測点検作業および事務機械作業である。

4 非単調労働とは、3の単調労働に対応する非単調労働である。

5 「感ずる」人の割合である。

資料：国民生活審議会情報化時代の国民生活小委員会、「情報化時代の国民生活」昭和45年

一般に「精神的疲労」、「能力の発揮ができない」、「孤独感」、「倦怠感」、「焦燥感」などがおもなものとなっている。

(2) 生活時間構造の変化

国民総生活時間(4歳以上)

(単位 億人・時)

	昭和40年		昭和60年		倍率(60年/40年)
	総時間	構成比(%)	総時間	構成比(%)	
① 生活必需時間	3,614	43.2	4,219	42.3	1.17
② 拘束時間	2,501	29.9	2,515	25.3	1.01
(うち労働)	(1,200)	(14.3)	(1,294)	(13.0)	(1.08)
(うち家事)	(726)	(8.7)	(650)	(6.5)	(0.90)
③ 自由時間	2,246	26.9	3,223	32.4	1.43
④ 合計	8,362	100.0	9,957	100.0	1.19
人口(千人)	95,453		113,662		1.19

注 生活時間はNHK「国民生活時間調査」をベースとした。

(1) 生活必需時間：睡眠、食事および身の回りの用事のための時間

(2) 拘束時間：労働、家事、勉学および通勤、通学のために要する時間

(3) 自由時間：生活時間全体から生活必需時間と拘束時間とを差し引いた残余の時間

(4) 合計時間は、人口×24時間×365日の総時間数

資料：経済企画庁編「新全国総合開発計画」昭和44年

4歳以上の国民総生活時間量(国民総生活時間)は、昭和40年8,362億人・時から、昭和60年には9,957億人・時となるが、この構成は、総生活必需時間、総拘束時間および総自由時間の比が43:30:27から、42:25:33と試算され、総自由時間は約1.4倍になると予測される。

(3) 自由時間の過ごし方

(世帯主, 単位 %) (M. A)

	36年2月	42年2月	45年2月
1 休 息	58.1	63.1	66.3
(ごろ寝など)	29.3	33.8	38.7
雑 談	18.0	11.7	11.6
散 歩	5.4	8.3	5.4
飲 酒	5.4	9.3	10.6
2 教 養 娯 楽	147.1	127.0	126.3
(読 書)	25.8	15.4	14.2
テレビ, 新聞	81.2	74.2	78.2
庭いじり, 日曜大工	13.4	19.6	16.2
写真, けいごと	5.0	5.4	4.1
買物, 訪問	16.7	12.4	13.6
3 興 業 娯 楽	29.3	11.0	5.6
(映画, 音楽, 観劇)	26.9	8.7	4.6
スポーツ見物	2.4	2.3	1.0
4 射 撃 娯 楽	10.7	12.9	18.6
(碁, 将棋, マージャン)	9.7	10.6	9.3
競輪	1.0	2.3	9.3
5 観 光, スポーツ, 娯 楽	5.3	10.3	17.7
(旅行, ドライブ)	3.2	4.1	6.4
(参加するスポーツ)	2.6	6.2	11.5

資料：経済企画庁「消費者動向予測調査」

休日における自由時活動についてみると、テレビ、映画、みるスポーツなどの受容的活動がしだいに減少して、観光、するスポーツ、旅行、ドライブなどの自由時活動が増加する傾向にある。

4 スポーツ活動の実施状況

(1) 国民の参加するおもなスポーツ活動

1年間において国民が参加するおもなスポーツ活動の推移 (%)

種 目	年 度				
	昭和32年	昭和37年	昭和40年	昭和47年	
軽いスポーツ	キャッチボール	8	17	14	13
	バレーボールの内陣パス	3	11	7	6
	バドミントンの羽根の打合い	3	8	7	9
	ピンポン遊び	5	14	×	9
	ボール遊び	×	×	×	5
	体操	×	9	12	19
	歩け歩け運動	×	×	6	8
	フォークダンス	×	7	7	5
	ボウリング	×	1	4	28
	競技的なスポーツ	野 球	(キャッチボールといっしょに)		9
ソフトボール		2	9	6	4
バレーボール		(内陣パスといっしょに)		5	5
卓 球		(ピンポン遊びといっしょに)		8	4
陸上競技		1	5	2	1
柔 道		1	1	1	1
剣 道		1	1	1	1
ス キ ー		(野外スポーツといっしょに)		×	1
ボート・ヨット		×	2	×	1
テニス		1	4	2	1
バドミントン	(羽根の打合いといっしょに)		2	1	
水泳競技	1	17	1	1	
野外スポーツ	遊 泳	×		18	17
	ス キ ー	1	4	5	6
	スケート	1	4	4	4
	登山	×		6	5
	ハイキング	×	12	9	9
	キャンプ	×	5	3	3
	ゴルフ	×	1	2	4
	サイクリング	×	2	2	2
釣 (つり)	×	×	×	11	
どれもしなかった	86	58	55	40	

注 ×印はその年度の調査内容としてとりあげられていない

資料：総理府広報室「スポーツに関する世論調査」

この1年間にスポーツをしたことが「ある」ものは、昭和32年には約14%程度であったが、昭和47年には約60%と約4倍に増加している。しかし、一般に競技的なスポーツはやや減少の傾向にあるが、ボウリング、体操などの軽いスポーツや釣、スキー、ゴルフなどの野外スポーツの増加がみられる。

(2) スポーツ活動の実施頻度

この1か月間におけるスポーツ活動の活動日数

スポーツ活動を行なった日数	軽いスポーツ	競技的なスポーツ	野外スポーツ
1～3日	38%	52%	52%
4～6日	24	19	28
7～13日	14	11	11
14～20日	7	4	3
21日以上	14	5	1
不明	3	9	5
計	100	100	100

資料：総理府広報室「スポーツに関する世論調査」昭和47年

この1か月間におけるスポーツ活動日数についてみると、一般に、1週間に1～2回程度の実施が大半を占めている。

(3) スポーツクラブや同好会への加入状況

ア スポーツクラブや同好会への加入状況

	今回(昭和47年)	前回(昭和40年)
はいっている	12%	17%
はいっていない	88	83

イ 「はいっている」クラブの種別 (M.A)

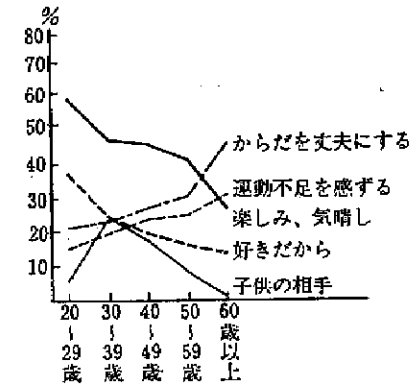
	今回(昭和47年)	前回(昭和40年)
職場	51%	61%
学校	6	13
地域 (県域7 市町村域30)	37	20
その他	6	10
不明	1	1

資料：総理府広報室、前に同じ

スポーツクラブや同好会への加入状況は、前回に比べて今回の調査の方が減少している。「はいっている」クラブの種別では、職場や学校を基盤とするクラブは減少し、地域、なかでも市町村域を基盤とするクラブが増加する傾向にある。

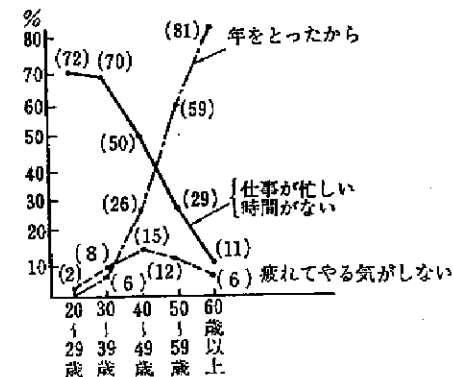
(4) スポーツをする理由、しない理由

スポーツをする理由



スポーツをする理由についてみると一般に若いものは、「楽しみ、気晴し」、「好きだから」が多く、30～40歳代は「子どもの相手」、50～60歳代では「からだをじょうぶにする」、「運動不足を感じる」が多くなっている。

スポーツをしない理由



スポーツをしない理由では、若い人たちは「仕事が忙しい」、「時間がない」が多く、40～49歳では「疲れてやる気がしない」、50～60歳代では「年をとったから」が多くなっている。

資料：総理府広報室、前に同じ。

(5) スポーツをするうえでの不便

スポーツをするうえで不便を感じるもの (M.A)

ア 不便を感じることもある	51%	
内訳	場所や施設がない	32
	費用がかかる	11
	仲間がない	6
	用具がない	5
	指導者がいない	2
	その他	5
イ 不便を感じない	49	

資料：総理府広報室、前に同じ

スポーツをするうえで不便を感じているものは51%であり、その内訳の第1は、「場所や施設がない」(32%)となっている。

(6) スポーツ施設への要望

スポーツ施設設置についての要望 (M.A)

運動広場	32%
コート	8
体育館	16
柔剣道場	2
プール	7
野外活動施設	17
その他	2
ほしいとは思わない	20
わからない	19

資料：総理府広報室、前に同じ

スポーツ施設設置についての要望についてみると、運動広場、体育館、野外活動施設などへの要望が強い。

5 体育・スポーツ施設の現状

(1) 施設の設置者別・内容別にみた体育・スポーツ施設
設置者別体育施設数

設置者別	学校体育施設 (小・中・高 校)	大学・高専 体育施設 (国公立 私立)	公共社会 体育施設	事業所の 体育施設	民間の非 営利施設	営利施設	計
施設数	101,672	5,720	10,193	23,768	2,522	4,184	148,059
%	68.6	3.9	6.9	16.1	1.7	2.8	100.0

資料：文部省体育局「社会体育実態調査」昭和44年

わが国の体育施設は総数にして約15万ある。これを設置者別にみると、小学校、中学校、高等学校の学校体育施設が69%、大学、高専施設4%、公共社会体育施設7%、事業所の体育施設16%、民間の非営利施設2%、営利施設3%となっている。

(2) 1 地方公共団体当たりの公共社会体育施設

1 地方公共団体当たりの公共社会体育施設

施設 種別	施設数																		
	体 育 館	陸 上 技 術 場	野 球 場	庭 球 場	バ ス ケ ッ ト ポ ー ル 場	球 技 場	運 動 広 場	柔 道 場	剣 道 場	弓 道 場	す も う 場	レ ス リ ン グ 場	な ぎ な た 場	射 撃 場	水 泳 プ ール	山 スキ 場	海 の家	キ ャ ン プ 場	
都道府県 (43)	0.85	1.87	1.67	1.28	0.44	-	0.76	0.33	0.11	0.17	0.43	0.16	0.02	0.03	1.62	0.07	0.50	0.02	0.41
市 (358)	0.26	0.27	0.08	0.51	0.25	0.01	0.05	0.05	0.05	0.11	0.12	-	-	0.04	0.73	0.10	0.02	0.02	0.44
町村(2,805)	0.06	0.03	0.25	0.02	0.03	-	0.07	0.01	-	0.01	0.01	-	-	-	0.16	0.04	0.02	-	0.07

注 表中の数は該当施設数を都道府県、市、町村別に都道府県数、市数、町村数で割った値である。

資料：文部省「社会教育調査報告書」昭和43年度

1 地方公共団体当たりの体育施設設置率をみると市、町、村における公共社会体育施設の設置状況はきわめて貧弱である。

(3) 体育・スポーツ施設における夜間照明の設置状況

設置者別にみた夜間照明の設置状況

設置者別	学校体育施設 (小・中・高)	大学・高専体育施設	公共社会体育施設	事業所の体育施設	民間の非営利施設	営利施設	計
夜間照明のある施設	実数 25,717 % 25.3	1,955 34.2	2,567 25.2	7,550 31.8	843 33.4	2,711 64.8	41,343 27.9

資料：文部省体育局「社会体育実態調査」昭和44年

夜間照明のある施設は、全施設の約28%であり、設置者別では、営利施設に夜間照明をもつ施設が多く、学校体育施設や公共社会体育施設では夜間照明をもつ施設は少ない。

(4) 体育・スポーツ施設における指導者

公共社会体育施設と民間(非営利・営利)体育施設における指導者

設置者別	公共社会体育施設	民間の非営利施設	営利施設
指導者がいる施設	実数 3,243 % 31.8	1,008 40.0	2,802 67.0

資料：文部省体育局、前に同じ

指導者のいる施設の割合がもっとも高いのは営利施設であり、公共社会体育施設における指導者のいる施設の割合はもっとも低い。

(5) 事業所の規模別にみた体育施設の設置状況

事業所の規模別にみた体育施設の設置状況

施設数	従業員規模		100～299人 (事業所数11,887)		300～499人 (事業所数 2,369)		500～999人 (事業所数 1,625)		1,000人以上 (事業所数1,015)		合計 (事業所数16,896)	
	施設数	設置率	施設数	設置率	施設数	設置率	施設数	設置率	施設数	設置率	施設数	設置率
施設数	1,286	0.78	4,125	2.74	4,813	2.96	5,536	5.45	23,760	1.46		

資料：文部省体育局、前に同じ

大企業に比べて、中小企業における体育施設の設置率が低い。

(6) 学校体育施設の開放状況

学校体育施設の開放状況(小学校、中学校、高等学校)

開放状況		昼間	夜間
開放している		72.7(%)	29.7(%)
開放している施設	ア 屋外運動場	65.0	14.6
	イ 体育館	30.8	27.9
	ウ プール	8.0	0.9

注 国公立大学の附属小・中・高校を含む。

資料：文部省体育局、前に同じ

昼間の学校開放は、公立校約75%、私立校30%、全体では約73%となっている。しかし、体育館の開放は約31%、プール8%程度にすぎない。

夜間開放は、公立校約30%、私立校10%、全体で約30%程度である。

学校種別では、小学校の開放がもっとも多く(77%)、ついで中学校(73%)、高等学校の開放率(50%)がもっとも低い。

開放の形態は、「ときたま」(1週間に1日以下)開放がもっとも多い(48%)。開放に必要な組織を設けて計画的に開放している学校は8%程度にすぎず、大部分は学校長の責任となっている(76%)。

6 体育・スポーツ団体

(1) 体育協会の現状

ア 体育協会の設置状況

体育協会の設置状況

類別	市町村数	体育協会がある市町村数	設置率 %
市	574	571	99.5
町	1,992	1,563	78.5
村	688	427	62.0
計	3,254	2,561	78.7

資料：文部省体育局，前に同じ

市町村における体育協会の設置状況は，市99.5%，町78.5%，村62.0%となっており，全国の市町村の約8割は体育協会を組織している。

イ 市町村体育協会の組織の状況

市町村体育協会の組織の状況

類別	市町村における体育協会数	会員の明確な体育協会数 (%)
市	571	249(43.6)
町	1,563	238(15.2)
村	427	44(10.3)
計	2,561	531(20.7)

資料：文部省体育局，前に同じ

市町村体育協会を構成している会員が明確な場合と，そうでない場合に分けてみると，会員の明確な体育協会は全体の約21%である。

(2) 市町村における体育・スポーツの団体数と会員数

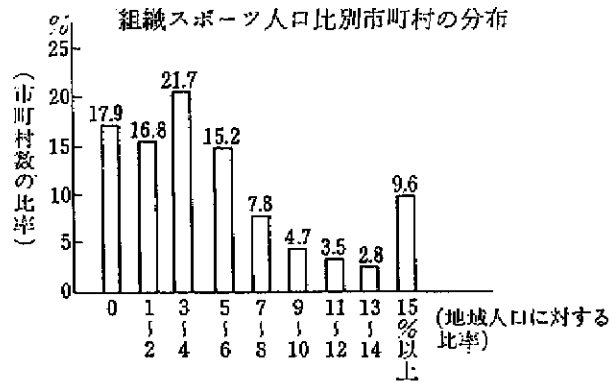
市町村における体育・スポーツの団体数と会員数

種別	体育・スポーツ団体		会員数	種別	体育・スポーツ団体		会員数	
	設置数	設置率			設置数	設置率		
1	陸上競技	1,356	41.7	30	水泳	637	19.6	63,734
2	近代五種	3	0.1	65	ボート	70	2.2	3,914
3	自転車競技	102	3.1	4,575	ヨット	72	2.2	5,243
4	ウエイトリフティング	123	3.8	4,588	カヌー	15	0.5	439
5	体操	184	5.7	18,052	スキー	911	28.0	100,275
6	柔道	1,539	47.3	128,696	アイススケート	218	6.7	28,632
7	剣道	1,782	54.8	150,405	ボブスレー	5	0.2	205
8	フencing	51	1.6	2,251	ローラー・スケート	12	0.4	930
9	乗剣道	311	9.6	19,185	ゴルフ	175	5.4	28,445
10	弓道	824	25.3	42,336	馬術	47	1.4	2,407
11	空手	390	12.0	25,289	山岳	973	29.9	52,839
12	相撲	722	22.2	22,163	レクリエーション協会	278	8.5	130,343
13	レスリング	70	2.2	3,144	民謡連盟	607	18.7	124,421
14	ボクシング	97	3.0	3,699	フォークダンス	385	11.8	33,674
15	卓球	1,752	53.8	157,828	迎撃	214	6.6	17,610
16	軟式庭球	1,390	42.7	122,681	サイクリング	920	28.3	188,294
17	硬式庭球	205	6.3	20,657	婦人バレーボール	233	7.2	277,085
18	バドミントン	612	18.8	39,060	ラジオ体操の会	483	14.8	105,420
19	ソフトボール	968	29.7	158,670	歩く会	119	3.7	12,979
20	軟式野球	2,305	70.8	721,963	ハイキング・クラブ	296	9.1	56,482
21	硬式野球	128	3.9	12,481	ユース・ホステル	1,398	43.0	380,056
22	バレーボール	1,745	53.6	221,542	スポーツ少年団	25	0.8	6,278
23	バスケットボール	891	27.4	91,495	国民少年団	552	17.0	93,520
24	ハンドボール	136	4.2	11,029	釣の会	226	6.9	59,280
25	サッカー	534	16.4	81,997	ボウリングの会	306	9.4	244,242
26	ラグビー	148	4.5	13,727	その他			
27	ホッケー	34	1.0	1,594				
28	クレール射撃	373	11.5	19,911				
29	ライフル射撃	90	2.8	4,728				
					合計	28,042		4,245,001

資料：文部省体育局，前に同じ

市町村における体育・スポーツ団体は，体育協会以外の体育・スポーツ団体も含めて全国で約2万8千団体あり，会員数にして約425万人である。

(3) 市町村における組織スポーツ人口の比率



資料：文部省体育局、前に同じ

市町村における体育・スポーツ団体に所属している人の総数のそれぞれの市町村人口に対する割合（組織スポーツ人口比）は、3～4%以下の市町村が多い。

7 体育・スポーツの指導者

(1) 学校体育の教員

ア 体育担当教員数および免許状所有者数
体育担当教員数、免許状所有者数

事項	中高別	
	中学校	高等学校
A 担当教員数	36,141人 (1,117)	19,082人 (2,925)
B Aのうち免許状所有者 (臨免は含まない)	20,641人 (965)	16,964人 (2,391)

注1 昭和43年度教員調査による。

2 A, B中()がきは兼務者で外数

資料：文部省「学校教員需給調査」昭和43年

体育担当教員は、昭和43年現在では、中学校36,141人、高等学校19,082人いるが、うち免許状所有者は、中学では約57%、高校89%程度となっている。

イ 昭和46年3月卒業者の保健体育免許状取得状況および保健体育の教員就職状況

① 中学校保健体育

事項	学校区分	大 学				短期大学				合計	
		国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計		
免許状	1級	988	14	2	3,156	4,160	—	—	—	—	4,160
	2級	123	0	0	0	123	0	91	1,386	1,477	1,600
就職状況		231	(2)	0	415	(2)	660	118	118	(2)	778

注 ()内は大学院で、外数である。

② 高等学校保健体育

事項	学校区分	大 学				大学院・専攻科				合計	
		国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計		
免許状	1級	—	—	—	—	20	12	0	0	32	32
	2級	967	190	2	3,172	4,331	—	—	—	—	4,331
就職状況		98	68	0	574	740	7	0	0	0	7

資料：文部省大学学術局教職員養成課調べ 昭和46年6月1日現在

昭和46年3月卒業者の免許状取得状況および就職状況についてみると、中学校では1級と2級合わせて5,760人のものが免許状を取得しているが、保健体育の教員として就職したものは778人(13.5%)程度である。

高等学校では、1級と2級合わせて4,363人のものが免許状を取得しているが、保健体育の教員として就職したものは747人(17.1%)となっている。

(2) 社会体育における民間団体の指導者養成
民間団体における指導者養成 (資格基準のかなり明確なもの)

ア 日本体育協会の指導者養成

① トレーナー 1級 1,396人
2級 2,964人 — 計 4,360人

② スポーツ指導員
毎年都道府県約 200人 計 9,200人

イ 日本レクリエーション協会の指導者養成

① 上級指導者 48人
② 指導者 1,458人 — 計 1,506人

ウ 日本体育施設協会の指導者養成

① 水泳指導管理士 254人
② ウエートサーキット指導士 569人
③ 体育施設整備士 (屋内 237人) (屋外 234人) — 計 1,294人

エ 日本サイクリング協会の指導者養成

① 講師指導者 280人
② 普及指導者 640人
③ リーダー 1級 160人
2級 2,600人 — 計 2,760人

オ フォークダンス連盟の指導者養成

1級 (全国的な指導者) 110人
2級 (ブロックごとの指導者) 130人
3級 (都道府県の指導者) 500人
4級 (市町村における指導者) 1,260人 — 計 2,000人

カ 全日本スキー連盟の指導者検定

① 指導員 2,891人
② 準指導員 4,406人 — 計 9,297人

キ 日本水泳連盟の指導者養成

① 1種指導者 (水泳の指導管理
ができる者) 2,250人
② 2種指導者 (初心者の指導
ができる者) 2,000人 — 計 4,250人

資料：文部省体育局スポーツ課調べ、昭和46年、関係団体からの資料提出によるもの。

8 社会体育行政の現状

(1) 市町村における体育課または保健体育課の設置状況
市町村における体育課または保健体育課の設置状況

類別	体育課の有無	
	市町村数	体育課のある市町村数 (%)
市	574	153 (26.7)
町	1,996	12 (0.6)
村	694	1 (0.1)
計	3,264	166 (5.1)

資料：文部省体育局「社会体育実態調査」昭和44年
体育課または保健体育課のある市町村は、全国で約5%程度である。

(2) 社会体育担当職員の現状
社会体育担当職員

類別	区分 市町村数	社会体育 担当職員 数	1地方公共 団体当 たりの 平均職員 数	専任職員 の対 する比 率	教員の免 許状を 有する 職員数 の比 率
都道府県	46	373人	8.1人	63.0%	75.6%
市	574	1,861	3.2	55.9	10.8
町	1,996	2,151	1.1	7.4	6.1
村	694	560	0.8	2.9	2.9
市町村計	3,264	4,572	1.4	26.6	8.1
全国計	3,310	4,945			

資料：文部省体育局、前に同じ。
社会体育の担当職員は、全国で約5,000人いる。1地方公共
団体当たりの平均職員数は、都道府県8.1人、市町村1.4人と
なっている。
専任・兼任別では、都道府県における専任職員は約63%、市
町村では約27%である。
社会体育担当職員のうち保健体育科の教員免許状を有する職
員数は、都道府県76%、市町村8%程度である。

- (3) 都道府県および市町村教育委員会の社会体育費における施設整備費，施設管理費，事業費
都道府県および市町村教育委員会の社会体育費における施設整備費，施設管理費，事業費

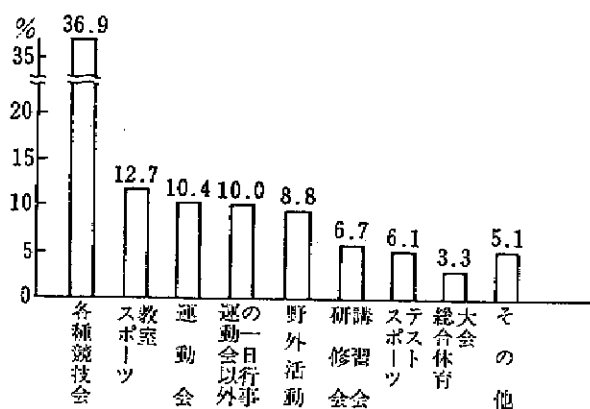
類別	市町村数	施設整備費		施設管理費		事業費(補助金を含む)		昭和三十九年度 の平均額 (円)
		総額 (万円)	平均額 (万円)	総額 (万円)	平均額 (万円)	総額 (万円)	平均額 (万円)	
都道府県	46	334,722	7,277	65,745	1,429	205,530	4,468	20
市	574	480,663	837	121,962	213	258,247	452	56
町	1,996	235,668	118	24,785	12	150,110	75	58
村	694	38,077	55	4,755	7	26,915	39	71
市町村計	3,264	754,408	231	151,502	46	436,272	134	62
全国計	3,310	1,089,130		217,247		641,802		

注 施設整備費……社会体育施設の建設や改築等に要した経費(土地購入費を除く)
施設管理費……既存の社会体育施設の管理運営に要した経費(職員給与を除く)
事業費……職員給与を除いた社会体育事業費(補助金を含む)

資料：文部省体育局，前に同じ

- (4) 市町村における社会体育の行事

市町村における社会体育の行事



注 運動会以外の1日行事……民謡，フォークダンス，歩け歩け運動，体操の会など
その他……スポーツに関する映画会や講演会など

資料：文部省体育局，前に同じ。

市町村における社会体育の行事は1日行事が多い。

- (5) 市町村におけるスポーツ振興審議会設置状況

スポーツ振興審議会の設置状況

類別	スポーツ振興審議会の設置状況		スポーツ振興審議会の委員について		昭和43年度 における審議会開催の 平均回数
	市町村数	スポーツ振興審議会を 設けている 市町村の比 率 (%)	委員数	1市町村当 たりの委員 数	
市	574	25.2	1,686	12	3
町	1,996	10.1	2,066	10	2
村	694	5.4	396	10	3
計	3,264	11.8	4,048	10	3

資料：文部省体育局，前に同じ。

市町村におけるスポーツ振興審議会の設置状況は，市では25%，町では10%，村では5%，全市町村では約12%となっている。

- (6) 体育指導委員の現状

体育指導委員について

類別	市町村数	体育指導委員数	1市町村 当たりの 体育指導 委員数	体育指導委員1人 当たりの住民数	体育指導委員以外に市町村が任命している指導者がいる市町村の比率 (%)
市	574	11,731	20	5,312	8.1
町	1,996	13,995	7	1,860	10.3
村	694	3,279	5	1,202	8.3
計	3,264	29,005	9	3,182	9.6

資料：文部省体育局，前に同じ。

1市町村当たりの体育指導委員数は平均9人で，体育指導委員1人当たりの地域住民数は約3,000人程度である。体育指導委員以外に，社会体育協力員などの指導者を任命している市町村は全市町村の10%程度である。

9 関係省庁における体育・スポーツ関連事業

関係省庁における体育・スポーツ関連事業（昭和47年度予算に計上されたもの）

関係省庁	事業内容	昭和47年度における予算額
建設省	児童公園(現在10,793, 昭和47年 626) 運動公園(" 272 " 155) 大規模公園(レクリエーション都市を含む) 24か所	70億 1,500万円
厚生省	児童館(現在 1,516, 昭和47年 125) 児童遊園(" 3,640) (国民年金特別融資) 健康増進モデルセンター 2か所	3億 9,300万円
環境庁	国立公園(現在26か所) 国定公園(現在46か所), 国民休暇村(現在20か所), 東海道自然歩道 国民宿舎(現在 310, 毎年20か所程度) 国民保養センター(現在63, 毎年10か所) 国民休養地 21か所	厚生年金還元融資 国民年金特別融資 14億 9,500万円
労働省	勤労青少年ホーム(現在 229, 昭和47年度48) 中小企業レクリエーションセンター(現在 6) 勤労者総合福祉センター(現在14か所, 昭和47年度 3か所) 勤労青少年センター 1か所 勤労青少年体育センター(現在49, 毎年10か所) 共同福祉施設(現在32, 毎年 5か所)	39億 7,850万円
林野庁	スキー場(現在91, 昭和47年度 4か所) 野営場(現在48, 昭和47年度 2か所) 自然休養林(現在38, 昭和47年度 7か所) 避難小屋(現在27)	2億 8,318万円

総理府	体力づくり運動中央事業費(オリエンテーリング, トリムなど) 体力づくり運動推進地方事業費(都道府県, 市町村, モデル市町村)	3億 0,540万円
自治省	広域市町村圏振興整備事業(現在 329圏域, 昭和47年度84圏域)	18億 5,750万円
文部省 社会教育局	公民館(本館 8,366, 分館 6,009, 昭和47年度 358) 中型青年の家(15, 昭和47年 3か所) 地方青年の家(136, 昭和47年 3か所) 都市青年の家(49, 昭和47年 6か所) 児童文化センター(30, 昭和47年 1か所) 少年自然の家(10, 昭和47年18か所) 国立青年の家(現在13, 昭和47年 2か所) 校庭開放 3,500校 社会教育主事講習(20大学) 社会教育主事等研修費補助 社会教育指導員設置費補助(1,000人)	49億 0,562万円
合 計		202億 3,320万円

文部省体育局スポーツ課調べ、関係省庁からの資料提供

諮問文

保健体育審議会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 体育スポーツの普及振興に関する基本方策について
- 2 (略)
- 3 児童生徒の健康の保持増進に関する施策について

昭和43年9月20日

文部大臣 難尾弘吉

検討すべき主な問題点

- 1 体育スポーツの普及振興に関する基本方策について
 - (1) 学校教育活動の全体を通ずる体育の望ましいあり方について
 - (2) スポーツ参加者の組織化の促進等社会体育の振興について
 - (3) 野外活動の普及方策について
 - (4) 指導者の養成とその活動の促進について
 - (5) 体育スポーツ施設の整備について
- 2 (略)

3 (略)

(理由)

近年におけるわが国社会の急激な変化に対処して、青少年をはじめ広く国民が、健康にして活動力に富む生活を営むためには、体育スポーツの振興ならびに児童生徒の保健栄養の改善に関する施策を強力に推進する必要がある。

- 1 知育、徳育とならんで体育が望ましい人間形成の上できわめて重要なものであることはいうまでもないところであるが、近年における社会の急激な変化は、健康な生活の維持をますます困難なものにしており、この点からする体育スポーツの振興がいっそう緊急な課題となっている。

このため、学校体育、社会体育を通じてその基本的な振興を図ることが必要である。学校体育の振興については、学校教育全般を通ずる配慮が必要であり、社会体育については、広く国民の日常生活に即した体育スポーツの振興が必要と思われる。また、特に青少年を対象とする社会体育の振興については、学校体育との関連についてじゅうぶんな考慮を払う必要がある。

また、学校体育、社会体育を通じて近年における生活環境の急激な変化に対処して、野外活動の振興がいっそう重視されなければならない。

このためには、体育スポーツに関する指導者の養成、施設の整備、地域や職場におけるスポーツ参加者の組織化の

促進を中心とした体育スポーツの普及振興に関する基本方針について検討する必要がある。

2 (略)

3 (略)